婦人と年少者

7号

婦人少年協会

《推薦》 見習工の基本実習 （国鉄松任工場） 国鉄職員 浅田 智

★働く年少者の生活写真入選作★

婦人や青少年の適職選定・就職斡旋・産業教育関係者のために
25年間の努力と 好評をつづける専門誌

職業指導

月刊 1部60円 送料4円 1カ年600円〔送料共〕

本誌は，中学・高校・大学の職業教育・職業指導・職業家庭科関係はもとより，公共職業安定所・補導所・工場・会社・研究団体等の労働・人事関係の方々にとつて，欠くことのできない指導雑誌として，ご愛読をおすすめいたします。

12 月 号

昭和28年を回顧して来年に望む
中等学校職業指導の回顧……水谷 琉夫
大学における職業指導のあゆみ……三島 良兼
PESOの職業指導を顧みて……行田 忠雄
本誌26年間のあゆみ……秋田 進
ILOアジア地域会議……行田 忠雄
婦人の職業適応について……大羽 綾子
ヨーロッパにおける婦人の職業指導……マーガレット・バァネック
中共がえりの少年の問題……五反田公共職業安定所

青少年の指導に最適の良書

中学校における家庭科教育

ウイリアムソン博士・ライル博士共著
日本職業指導協会訳編

☆ 原著者はアメリカにおける家庭科教育の最高権威。
☆ 家庭における青少年の教育指導の本質と方法を明確に著述してある。
☆ 各国で数年来好評を続けている名著。

A5判270頁 上製本
定価300円 送料45円

（申込先）
日本職業指導協会
東京都千代田区大手町1の7 丸ノ内(23) 1625 4728

働く婦人の月刊雑誌
山川菊栄責任編集

婦人のこえ

婦人・児童・働く人の権利を守る
ほんとに民主的な社会を作るために
に皆さん手をとって進みましょう。
婦人はどなたもぜひ一冊を！

十一月号 発売中
主要内要
耐乏生活歓迎？……山川菊栄
天災と政災……神近市子
食卓の上はあわれ淋し……榊原千代
隨筆 本箱のなか……石井桃子
子供が放り出されている……河崎なつ
台所のこえ……田所英美子
ヨーロッパから帰って……高田なほ子
家族組合……丸沢美千代
賃金と産業界……佐藤紀奴

定価 半年一八〇円 一年三六〇円 三〇円（送共）

発行所 東京都新宿区四谷一ノ二
婦人のこえ社
電話四谷(35)〇八八九
振替東京二一一三四

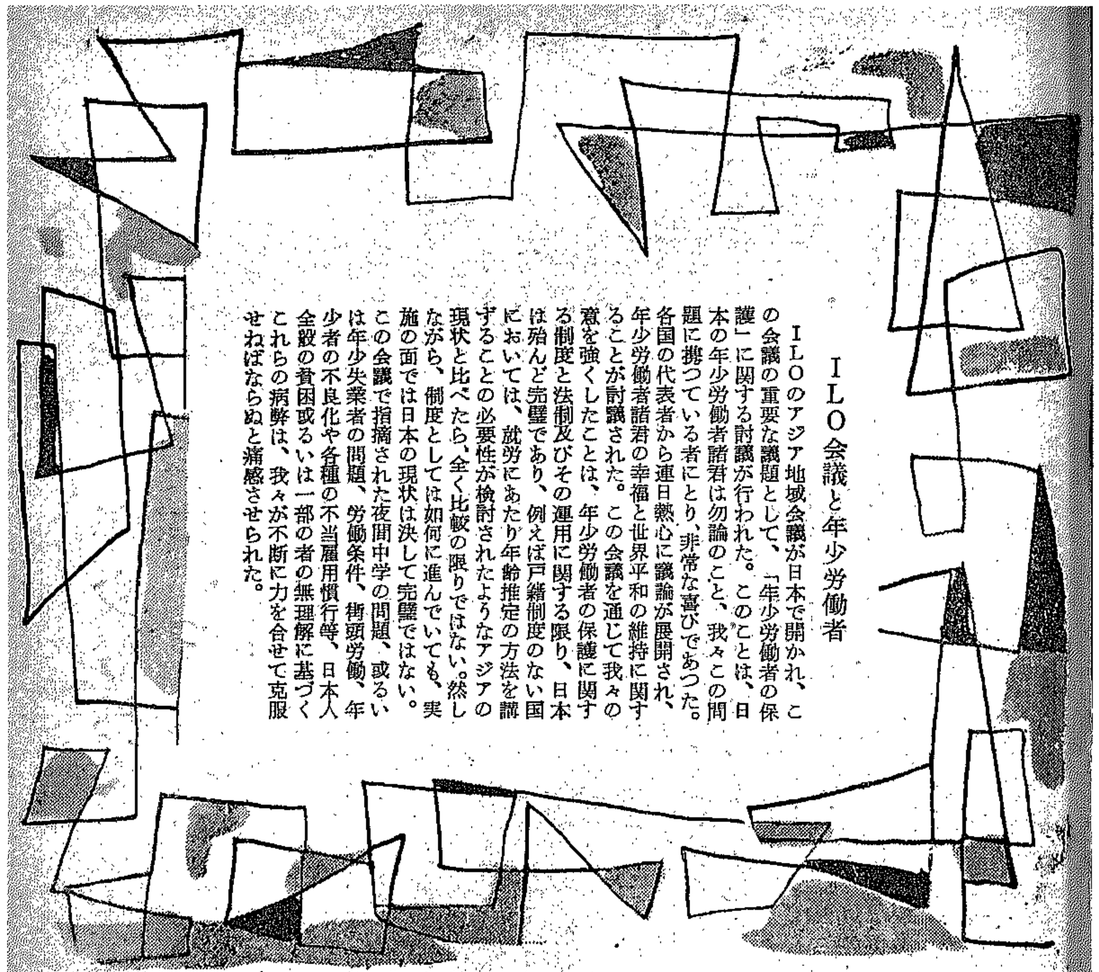

ILO会議と年少労働者

ILOのアジア地域会議が日本で開かれ、この会議の重要な議題として、「年少労働者の保護」に関する討議が行われた。このことは、日本の年少労働者諸君は勿論のこと、我々この問題に携つている者にとり、非常な喜びであつた。各国の代表者から連日熱心に議論が展開され、年少労働者諸君の幸福と世界平和の維持に関することが討議された。この会議を通じて我々の意を強くしたことは、年少労働者の保護に関する制度と法制及びその運用に関する限り、日本は殆んど完璧であり、例えば戸籍制度のない国においては、就労にあたり年齢推定の方法を講ずることの必要性が検討されたようなアジアの現状と比べたら、全く比較の限りではない。然しながら、制度としては如何に進んでいても、実施の面では日本の現状は決して完璧ではない。この会議で指摘された夜間中学の問題、或るいは年少失業者の問題、労働条件、街頭労働、年少者の不良化や各種の不当雇用慣行等、日本人全般の貧困或るいは一部の者の無理解に基づくこれらの病弊は、我々が不断に力を合せて克服せねばならぬと痛感させられた。

婦人と年少者 七号 目次

口絵 見習工の基本実習・憩いのひととき

◇巻頭言 ILO会議と年少労働者 …… 1
年少労働者の技能の向上について …… 都崎雅之助 2
働く年少労働者の余暇指導 …… 塩野幸子 5
年少者の教育訓練の実状 …… 井上財 7
特集 中小企業と年少労働者の保護対策 …… 関根国二 11
私はこう考える …… 倉田静子 14
英国における年少労働者の保護立法(上) …… 16
働く年少者の保護運動について
婦人労働運動のあゆみ(2) …… 帯刀貞代 20
インド婦人議員との懇談会 …… 22
売春問題経過 …… 25
資料室 働く婦人は自分の仕事をどう考えているか …… 26
女子保護実施状況(II) …… 28
スウェーデンの人口政策 …… 28
女子の就業者数と完全失業者数・平均給与 …… 29
労働組合の中の婦人問題 …… 30
◇保健婦とは何をする人か …… 15
◇働く年少者の生活写真入選発表 …… 24
◇婦人少年ニュース …… 31
◇婦人少年局おしらせ …… 32

表紙……展示美術協会　カット……倉石隆・長谷敬義

上 〈佳作〉 レクリエーションのバレー (日東化学八戸工場)

下 〈特選〉 たのしい食事 (東洋紡績・富田工場)

年少労働者の技能の向上について

都崎雅之助

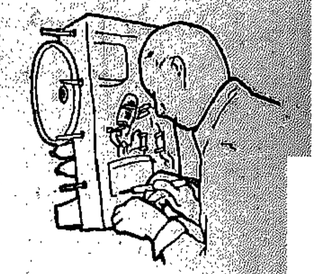

一、技能の伸びる時機

私の家で古くから頼んでいる植木屋さんがある。もう五十歳を過ぎる人であるが、この人がよくこんなことをいう。「私は植木の形の大体できたものの手入れをすることはできますが、中年から植木屋になつた者ですから、山から移した木を正式に形をつけることは一寸荷が重いです」という。この人の植木屋になつたのは兵隊検査後であつて、そんなに年がいつてからではない。しかし植木職の仲間では小僧時代から年期を入れなければ本物にならないとしている。事実大工職・左官職・鍛冶職など、どんな職業でも大体小学校卒業前後に弟子入りをして徴兵までに一人前になつたものである。こうした技能職ばかりでなく、音楽・碁・しょう棋などもすぐれた技倆を持つ者は、十歳前に始めた者に多い。論者はこれに対して「昔の職人の徒弟修業は能率が悪い。始めは親方の家事手伝などをやり、本当の仕事をやるようになつても、組織的に教えてくれないので、長い間かかつて見よう見まねで自得するから、一人前になるのに非常に長くかかり、しかも親方以上の技能を得ることはむつかしい。もし組織的にやればもつと〳〵時日は短縮できる」という。この言葉は正しい。しかし小学校卒業後の年齢から技能の修業を始めた方が、年がいつてからやるよりも効果的であるかどうかに対する答にはなつていない。

それはとに角人間の技能的才能が十二、三歳の頃から著しく伸びることは経験的に確かであり、この時機をはずすとその後の修練は能率の悪いものである。そこで将来技能者として世に立つ者とか、あるいは普通人として一通り身につけなければならない技能は、この時機に訓練するのがもつともよいと思う。たとえば自転車に乗ることやソロバンを使うこと。ある場合には、器楽を習うことなどは十二三歳の頃からやるべきであろう。唯技能者として立つ者については多くの問題がある。それは「人間の能力はどの方面に伸びるのかその年頃では未だ分らない、それに係わらず小学校卒業前後に父兄が子弟の職業をきめてしまつて実業学校へやつたりいろ〳〵の職業への弟子入りをさせたりするのは、人間性を無視したものだ」ということがよくいわれた。これは新学制前の話である。新しい学校制度では義務教育が九年に延び、だれでも満十五歳までは学校教育をうけることとなつたので、技能の養成に関する前に述べた論議は事情が変つて来た。

新制中学校の課程が従来の中学校のそれと比較して大きな変化のあるのは職業・家庭科のあることであろう。又教科としてではないが、職業指導ということが大きくとりあげられた事である。この事は非常に大切なことであり、これは技能教育に非常に関係のあることであるが、わが国の現状は設備や教師の点から未だ所期の効果をあげていないのは残念なことである。ことに教師の中には職業・家庭科を観念的に考えて、この学科を重視せず、やつぱり昔の中学校のように新制中学も上級学校の予備教育のように考えている人がないであろうか。職業・家庭科のあり方については数年の間の研究によつて

だん〳〵一定の方向に思想が統一され、そのあり方の方向に向つて準備が進められているが、その歩みがいかにも遅い。この問題について私は次のように考えている。職業・家庭科は決して職業教育を施す学科ではない。といつて一部の教育者のいうように「職業に対する基礎的知識を与え啓蒙的経験を養う」というような観念的な扱い方にも賛しかねる。職業・家庭科は文化国の国民として必要な技能を訓練することに重点をおき、「為すことによつて学ぶ」学科であると思う。技能訓練と共にそれに関連して職業知識、したがつて職業選択の力を与えることも大切であるが、その面は職業指導係（カンセラー）と密接な連絡をとつてやるべきであると考えている。人間の技能に対する発展能力は中学生の時代に最もよく伸びるのである。この時機を外してはならない。そしてその能力を延ばすのが職業・家庭科であることを思えば、私はわが国の技能向上の発端はまず中学校の職業・家庭科にあることを強調せざるを得ない。それにも係わらず中学校における職業・家庭科の現状はどうであるか。なるほど教科書はできている。併し肝心の実習設備はどれだけあるか。教師にそれだけの能力ある人を配置しているか。いや文部省が適格者の養成計画をしているかという事を考えると、はなはだ寒心に堪えないことである。

今まで述べたことは、人間の技能訓練は十二三歳頃から始めなければならない。ところが戦後は義務教育が十五歳までとなつたのであるから技能訓練に関することは中学校の教科の中でとりあげることが必要である。然るに現在の実情は希望には程遠いということである。

中学校ですべての生徒にある程度の技能教育をすることに就ては少しく議論のあることである。たとえば将来人文関係の学者となつたり、余り技能の必要でない職業につく生徒にも、ある程度の技能をもたせる必要があるかについては、私は必要ありと思うものである。

二、技能職の正しい評価について

技能職に進む若者に対して、心からこれを激励し、できるだけの尽力をしてやるには技能職に対する正しい考え方が必要である。封建時代の考え方のまだ十分抜けきらないわが国では、何という理由なしに作業服を着るよりも背広服を着て、テーブルに向つて仕事をする方が上等のように考える者がある。そうした優越感は持たないにしても、身体を汚したり、手足を使つての仕事を嫌う風潮は世界どこでも同じようである。生来の好き嫌いは別として、技能による職業が尊いものだという考え方は是非植えつけなければならない。

西洋では昔から技能職を高く評価し、姓名なども現在に至つても、カーペンター、スミス、テーラー、など職業名のものが少くない。旧露国の皇室が船大工、旧ドイツ皇室が鍛冶をやられたことはよく知られた事である。また都市国家時代のギルトの親方が社会の中堅層をなしたことも技能職の社会的・経済的地位が従来のわが国より、ずつと高かつた事を知ることができる。それだけに技能者に広い意味と教養があつて責任のある役割をしたのである。

その影響もあつて欧米では職業の選択には各人の身心の発達状態や、興味その他を考えて専門職であれ、技能職であれ最もその者に適した職業を選ぶのである。先年アメリカの職業学校を見学した際に十六、七歳の生徒に対し、将来何になることを望むかと聞いたとき「自分はデザインが得意であり、すきであるから『広告』の職業を生涯の仕事とするつもりだ」と昂然と語つた。わが国では戦前野心に燃える青年は、離れでも「大臣か大将」を望んだものである。彼此の国情の相違とはいえ、何によつて最も多く世の中にサービスするかの考え方にかなりの相違がある。

又その年、東部アメリカの田舎の工場で昼休みの時、ある職長を捕えて時局の話を交した後「トルーマン大統領のやり方をどう思うか」と聞いて見た所「今はアメリカは史上かつてない困難な時代だ。大統領の仕事は現在誰れがなつても、むつかしい職務だ。そのやつた事を攻撃するより、どうしてそうしなければならなかつたかを明らかにしてもらう必要がある。アメリカは世論の国だ。世論が正しくなかつたら、どんな強力な政治家も次の選挙で転覆するのだ」と話していた。その話し方が別段長縮するでもなく、衒気もない。淡々として話している所は「彼には彼の道あり、われは工人の道を進む」といつた気持がうけとられた。

鋼鉄王カーネギーはその懐古録の中に「世界中でアメリカの工員程立派なものは数少いと思う。彼等が自分と食卓を共にした時の談話、態

度は実に立派なものだ。あの教養と技能が兼ね備われればアメリカの工業は常に盛える」と述べている。近くは数年前に死亡した前ゼネラル・モーターズ会社長クヌードセン（W.C.Knudsen）は第一次世界大戦後一職工としてフォード工場に入職して累進し、転じてゼネラル・モーターの会社長となり大戦中は政府に入つて国防生産計画局長となつた。戦後友人の子供が大学に入るか、職業につくかに迷つていた時「自分はあなたの性格技倆から考えて鉛管工になるのがよいと思う。そして自分のように工場生活をして、その力量に応じて大成しなさい。私が三十年若返つて今一度人生を始めるとすると、矢張りフォード工場へ機械工として入職します」としきりに進めたと伝えられる。要するに彼の国では大学を出て専門職となるもよし、技能職となるもよし、要はその人の適性による、という点が判断の基礎を為しているのである。

わが国の事情がこの程度にまで進むのは程遠いことであるが、目標はかくあり度いと思う。ここまで進んで始めて職業の民主化本質的平等が実現されるのである。しかしわが国の現状では技能者にそれだけの見識を持つ者が少く、又自らを高める社会教育機関も備わつていなかつた。幸い近年は青年学級や定時制高校などがだん〳〵普及し、都会では夜間大学の開設が増加して来たので、今後は技能者が、その知識教養を高めようと思えば、その手段は開けて来た。

この項で私の述べんとした所は、技能者の社会的・経済的地位と共に技能者の教養を高めることが年少技能者の技能向上方策の基盤でなければならないということである。

三、年少労働者の技能向上方策

徒弟修業の功罪についてはいろ〳〵論議されているが、現代の産業組織では昔のような徒弟方式で技能者を訓練することは不適当であろう。しかし親方が徒弟を人間的に訓育した躾は今後の技能者養成にもとり入れたいものである。

技能それ自身の訓練については「何を、どれ位の期間、どんな方法で、どこで、どんな資格の指導者が、どういう教程で」訓練するかをきめてゆかねばならない。現在の所で技能者訓練について大体の標準ができているのは、技能者養成規程による技能者訓練であろう。この規程及びこの規程に基いて作られた附属の法規には教習事項、教習年限、指導者の資格、修業者の取扱その他が定まつている。それゆえこれらの標準を各企業の実情に適合するように計画すれば比較的容易に実現できるし、又一企業だけで無理なら共同施設とすることも考えられる。

しかし実際には戦後のわが国の産業は、毎日の生産と金融に追われて、企業の長い将来を考えて技能者を育て、いわゆる子飼いの技能者を養成する余裕はなかつたが、最近、漸く後継者を養成することに意を用いるようになり、企業の技能養成機関が連合して、日本技能者養成協会を結成することになつた。この協会が政府の技能者養成政策に呼応して、わが国の産業に適した方策を進めて行けば、年少技能者の訓練についておそらく格段の進歩をすることであろう。唯ここで私の考えをつけ加えさせて貰うならば、技能者養成に対して現在の労働者が余り積極的でないのが物足りないのである。技能者養成については、労働組合がもつと積極的に活動すべきで、養成工の人数を決定したり、どんな事がらをどんな方法で教えるかということなどは、現在の労働者にとつて非常に大切な事であり、密接な関係がある。欧米における労働組合は古くからその活動の主要事項として、技能者養成をとりあげている。然るにわが国では労働組合の活動が技能者の養成については余り熱心でないように思われる。ある場合には使用者の計画する技能者養成に対して、批判的立場に立つ場合すら見受けられる。企業の永い生命を考えるならば使用者も、労働者も企業の繁栄という事については協力すべきで、対立関係を生ずる余地はない筈である。将来技能者となる者を何人位養成すべきか、どんな教科課程によらしむべきか、などの問題は経営協議会あるいは業務打合会などの重要な項目となつてよい筈である。労働組合の活動には使用者に対し対立すべき面と協力すべき面がある。年少労働者の技能訓練は後者である。技能者養成については従来政府と使用者が施策をして来たが、今後は労働組合を含めた三者の協力によつて、民主国家にふさわしい技能者養成制度が作られ、そこから今後の日本の工業を荷う若き技能者が供給されるであろう。今後の産業の民主化と発展は、各企業内に於ける職能を担当する者の能力によつて支配される。この意味からも年少労働者の養成は社会の各方向からの応援があつてよいと思う次第である。

（茨城大学工学部長）

働く年少者の余暇指導

塩野幸子

婦人と年少者

婦人少年局が年少労働者の保護や自由時間の活用に関して出しているパンフレットやリーフレットは数知れぬほどあります。それを忠実に読み、実地の経験にもとづいて、既に工場や組合でいろいろよい活動をしていられると思いますので、今まであまり目をつけられなかつたように思われる、職場の外にある、又はあつてほしい、余暇利用の施設についてお話しようと思います。

アメリカでは、余暇利用の施設や、機関（Leisure time Program Agency と云つている）が非常に発達していますので、最初アメリカのこの機関について御紹介しましょう。

開拓時代が一段落ついて営々と働き続けて来た人たちに余裕ができ、いわゆる農閑期にテントばりの学校を開いて読み書きを覚えたり、冬の夜長に村の教会堂に集まつて政治や経済の話を聞いたり論じたりしたのが、余暇利用の初まりです。次に第一次世界大戦を契期として労働八時間制ということが一般に行われるようになつて、勤労者の余暇利用の問題は、勤労者自身の間にも世の識者の間にも大きな問題として取上げられるようになりました。産業革命とその目ざましい発展によつて、労働・交通・通信、その他生活のあらゆる面において、睡眠時間のほかは凡べて時間が短縮され、しかも同じ長さの時間内において凡べてのものの能率が上げられることになつたのに反して、同時に延長されて来た余暇という時間については、むしろ等閑にされていて、その指導などということは長い間立ちおくれていたのに気がついたからです。

けれど勤労大衆の間に自然に生れてくるものがありました。初期の頃は村の居酒屋や雑貨屋の店先で集まつたり、教会の婦人会が催すピクニックに加わつたりという有様であつたのが、次第に形をととのえて、ネイバーフッド・ハウスが出来、公民館のようなものが出来て来ました。同時に、ロンドンの呉服屋さんの店員たちが十二人ばかりで、一日の仕事の終つた夜ごとに集まつて聖書研究会を開き、小さな読書室を作つたのが源になつて初まつたYMCAの活動も見逃がせません。もともと勤労者自身の余暇善用から初まつたYMCAは、イギリスからアメリカに広がつてゆくと共に、青年ばかりでなく、少年たちのためにも大人のためにも老人のためにも、それぞれに適わしい、余暇指導の機関となりました。クリミヤ戦争の従軍看護婦たちの戦地の往復の前後の余暇指導から初まつたYWCAも、婦人を対象としてYMCAと同じ方向に進みました。

このようになつてくると、ネイバーフッド・ハウスのような勤労者自身の間に生れて来たものだけで放つておくわけに行きません。教会も礼拝と説教だけでなく、むしろ如何わしい場所よりも善い場所で余暇を楽しめるようにと、聖日以外の日は部屋や敷地を解放して音楽・ダンス・手工芸・慈善事業・ピクニック・スポーツなどのセンターとなるようにし初めました。工場地帯ではボーイス・クラブという年少者対象の施設がはじまりました。特に年少者のためにはボーイスカウト・ガールスカウト、その他似たような運動が年少者の技術習得というよりもむしろ精神昂揚と健康、つまり心身のバランスのとれた発達のために盛んになりました。

このように組織化された余暇活動が盛んになるにつれ、指導者のことが問題になつて来たの

は当然で、初めはそれぞれの団体や施設が自分たちの必要から指導者研究会、講習会のようなものを開いていましたが、学校の先生を養成するのと同じ重要さが認められ、理解され、やがて大学にこのような指導者を教育するコースが置かれるようになつたのです。保姆学校を出て幼稚園の先生になり、師範学校や教育大学を出て学校の教師になるように、アメリカでは今のところ十七の大学に、このような社会教育施設の指導者となる人たちが専門に勉強し、学位を得ることの出来るコースをおいています。

とにかく、余暇活用の要求に伴い、施設の組織化と指導者の進歩と両々相共に発展して来たアメリカの、このような Leisure time Program Agencies は大は国際的な組織連絡を持つYMCA・YWCAから、小は町内で作るクラブ・ルームに至るまで、年少者だけを対象とするボーイスカウト、ガールスカウトから老人だけのレクリエーション・センターに至るまで、社会の、しかも勤労社会の生活中心の一つとなつています。

話は二十年ほど前に遡りますが、その頃東京YWCAで働いていた私は、四階の事務所の窓から見下すことに気になつていたことから、モヤモヤと浮び上つた考えを実行に移しました。庭もない、空地もない下町の商店の子供たち、学校から帰ると道路で遊んでは叱られ、狭い物干台に上つて何かしています。長い夏休みが来たら暑い時にどうするだろう。私の頭に出来上つた計画というのは「夏の子供学校」でした。アルバイトなどという言葉もないその頃、まず女子大・英学塾・女高師などの学生で子供に興味があり、夏休みを働いてみようという有志を集めて訓練しました。次に神田・小石川・本郷・上野方面の小学校を一つ一つ廻つて校長先生に会い、私の計画を話しました――八月の一か月、毎日午前中、宿題の勉強、手工や料理・運動・劇・音楽などの「興味」の時間、一週三回の水泳、一週一回の会食、一か月一回の見学遠足等々。その時の校長先生の意見は、自分の学校の子供に外部の指導を受けさせたくない、はつきり云えばこうなのでした。然し、結局は学校の先生は夏休み中の子供たちにまで手は廻り切らないのです。「子供学校」に集まつたのは二百人あまり、そしてこれが四夏つづきました。その成果は――後年、東京のある女専を出てNHKのアナウンサーになつた人が「あんなに楽しかつた夏は一生忘れられません」という言葉で分つたことにして頂きます。

然し、私が申上げたいのは、「子供学校のことを生徒さん方に伝えてほしい」というのに対する校長先生方の態度のことです。年少労働者の余暇活用について雇用者側がこの校長先生のような気持でいないか、ということなのです。外部の活動にあまり参加してもらつては困る。外へ行かなくても自分のところで野球用具もピンポン台も備えてある、というわけなのでしょう。

然し、年齢に幅があり、家庭の事情が異り、興味も、将来への希望も、それぞれ違うはずの年少労働者たちの全部を満足させ、本人のためにも雇用者側のためにも彼らを伸ばしてやることが、労務課・人事課・厚生課のような部課、或は組合の青少年部だけでさし切れるでしようか。

窯装工・造船工・旋盤工・自動車修理工・店員・給仕・八百屋・魚屋と、職種は違つても職場は別々でも、大体年齢と興味を同じくするものが集つて来て、互に知らなかつた世界に触れ合いながら、専門の余暇指導者の手びきで共に学び、共に楽しみ、啓発して行くことの出来る Leisure time Program Agency を利用することが出来たらどんなによいかと思います。

アメリカやカナダでは（夜学へ通う人たちも含めて）、S.Ed. クラブ（社交・教育クラブ）が盛んに行われ、YMCAの中でも町の公民館のような所でもやつています。職場がひけて、家で夕食をすました七時ぐらいから十時ぐらいのプログラムで、一時間は職業補導の各クラス、次の一時間は各自の興味に分れて音楽・手工・写真・劇その他。そして終りの一時間は全部でスクエーア・ダンスとか水泳とか、全員で出来るレクリエーションをします。この全体のプランや運営を、こういう施設専従の指導者がしますが、個々の音楽とか手工、写真や職業補導などの各部門はそれぞれ専門家が担当します。

こういうやり方の余暇活動を、日本でもYMCAがあちこちでプランチを設けてしていますが、これがもつと各地域に亘つて利用されるためには、各工場その他がもつと寛大に年少者たちに利用させなければならないし、それによつて専門指導者の働く分野も出来ます。とにかく雇用者側の家内工業的な余暇指導でなく専門家に依頼した方がずつと有効です。このような余暇活動施設が盛んになるようにしたいものです。

応募文発表
年少者の教育訓練の実状

日本光学工業株式会社技能者養成所主事
井上財

一　まえがき

労働条件の改善向上は、労働者のみでなく、企業自体の発展性と関連した戦後の重要問題の一つである。

我が国は政治・経済・産業等において国際性を充分に考慮しなければ、最早成立たない状況にあることは明らかな事実であつて、産業を立国の基本条件とする限り、生産技術や設備の近代化の促進と共に、労働条件の国際水準化が当然国の重要施策となり、産業に与えられた重要課題である。然しながら労働条件の改善向上は国民経済を成立たせるという大前提の下に、その一要素として段階的に進められねばならないと考えられ、又何れの面に重点を置くかは産業の状況と歩調を合わせる事が大切であると思われる。

逆に言えば過度の労働保護は、必ずしも労働者を育成し、雇用量を増加し、同時に産業を振興する事にはならないという現実の動きの中においては、むしろ調和する部分より相反する問題の方がより多く現われて、その発展を妨げるようになる。例えば保護という監督的部面と教育という助長的部面が行政の中でも方法論的に食違つてくる。それは両者の調和そのものが本質的要素でなくて、むしろ大々前提とも言うべき自立経済の達成とか、国力の増強とかいう国家施策から割出して、保護は保護、教育は教育としての方策が進められるべきであろう。

就中、我々が年少労働者の技能問題を取扱う場合に、この矛盾と障害に当面して困惑する場合が多い。技能者の養成は、企業の基本問題の一つであり労働者の生産性の根源であると同時に、国家の経済自立とつながる問題であることを強調したい。

当社の現状では直接作業者数一、二五三名（男子一、〇三五、女子二一八）に対して、年少者は二三九名（男子一九八、女子四一）で一九％強に当る。現在技能者養成を行つているのは男子二三三名で一八％、内年少者は一九八名（一八歳以上になつた者が二十五名含まれている）で一六％弱であるから、生産における比重及び技術水準中に占める役割も甚だ大きいと言わねばならない。

二　技能者養成実施の理由と年少者の特質

光学工業という企業では他産業からの熟練工の補充が極めて困難であるために、どうしても社内教育訓練が要請されるし、その上精密高度の技術水準を維持向上するには、相当長期間の教育訓練を行つて後継者を育成しなければならないのであつて、当社が多年に亘つて行つた経験（昭和五年青年訓練所開設以来、昭和二十五年青年学校令の廃止による廃校まで継続、昭和二十六年四月基準法による養成所再開）と効果から見ても、合理

「年少労働者保護対策の実例」応募文発表について

年少労働者の保護育成の施策を進める上に、各工場・事業場又は関係者が、さまざまな困難を克服して、年少者の保護育成にどのような対策をたて、どのようにそれを実施しているかを知り、これを広く紹介することは意義あることと思います。

こうした考えから婦人少年局では、さきにこれらの実例を募集しましたが、応募実例のうち、技能者養成を実施している事業場とそれ以外の事業場のものを、それぞれ一篇ずつ選んで紹介することにしました。

的系統的に理論と実習をマッチさせた技能者養成の形態が、技能習得には最も適合しているので、この方法を採用しているのである。

しかも教育訓練を行うには被教育者の姿をよく理解することが非常に大切であり、これなくしては教育訓練の効果は期待し得ないので、こゝに年少者の持つ特質を、身体的・精神的、又は入社前に受けた教育その他の面から考察して見ることとしたい。

1. 身体的特質

文部省の学校衛生統計（昭和二十六年）によつて学徒の身体状況を観察すると、身長・体重共に男子十二歳、女子十一歳頃から急速な発育を示し、男子十五歳、女子十三歳頃が最もめざましく、男子二十～二十一歳、女子十八～十九歳頃ではほぼその発育を完了し、以後著るしい変化はなくなり、大体その年齢を以て成熟するものといえる。こゝに身体の発育上、十二～十五歳及び十五～十八歳頃が最も大切な時期ということができる。

しかも戦前の調査によれば、年少者で労働に従事した彼等の体位が、学徒のそれと相当の見劣りした事実から、働く年少者の体位の向上が、産業興隆への一大要素であると思う時、この問題にも重大な関心を寄せる必要に迫られる。

労働基準法が最低年齢を規定した今日、果して働く年少者はどのような体位の変化を示していることだろうか。

2. 精神的特質

桐原博士は日本人の精神的諸機能の発達について二、〇〇〇人に実施した智能検査の結果を報告し、智能の年齢的発達の様相は「女子は六～七歳、男子は六～十歳の間に、それぞれ大なる発達を遂げ、更にその後四か年間は長大な発達を示し、その後更に発達を続けて、女子十七歳、男子十八歳を以てほゞ丁年に達する。この事は運動能の発達においても同様である」と述べられ、この発達の特徴から発達時間を区切つて、女子六～九歳、男子六～十歳を少年期、女子九～十三歳、男子十～十四歳を青春前期、女子十七、男子十八歳までを青春期と名づけ、特に男女十四～十五歳頃が青春期発達の中央に位する重大時期だとしている。

尚、青春期における精神的諸機能の発達の姿を在学者と就職者とで比較すると、前者は引続き長足の進歩を遂げているのに対して、就職者は進歩の跡が顕著でなく、この事は推理洞察等の知能の本質的な働きでは特に甚だしく、又女子は男子よりも一層この傾向が著しく現われると報じている。徒弟制度の弊害から年少労働者を救い、合理的系統的な教習を行う技能者養成の制度は、働く年少者の心身をどれほど伸展させることができるだろうか。

3. 年少者の入社前に受けた教育と環境

新教育制度は昭和二十二年から実施されたが、やゝ軌道に乗るようになつたのは果して何年頃と言えるだろうか。戦後の混乱の頽廃とインフレが、この新制度の学校をとり巻く環境であつた。この環境下に万遍なく着実に真剣な教育が行えなかつたのは当然と言えよう。

しかも東京という大都市に生活し、成長して入社する年少者のこゝ数年間の実態は、その大部分が学童疎開によつて基礎学力の低下している者たちであり、戦争と戦災により両親又はその一方を失つた者、又は何等かの影響を受けている者がその大部分を占めていることである。

しかし新教育制度の過渡期は一応通りすぎ、経済の安定に伴う民生の安定と共に教師・設備・教育内容その他の面にも着々向上進歩の跡が見られ、教育の効果が漸次現われていることは、爾年の採用試験及び採用後の各種の調査や考査によつて知ることが出来る。

三　教育訓練の実際

「二」に述べたような年少者の特質から、心身共に発育旺盛なこの時期に適切な教育訓練を行うことは、知識・技能その他の面を最も効果的に向上させる最良の策と言えよう。以下当社の実際を示すこととする。

1. 教育訓練の目標設定

教育訓練計画の樹立に当つては教育訓練の目標を明確に定めることが極めて大切である。

技能者の養成が彼等の知識・技能を向上させて、将来会社の基幹従業員としての素地を育成することにあるのは勿論であり、当社においてはこの目標の常時「教育委員会」が行うことになつている。即ち、教育委員会は養成所長の諮問に答える機関であり、その任務は教育訓練方針及びその大綱又は養成上主要なる事項を協議するものであり、重役四、部長二、副長六、養成所主事及び労組代表で構成されている。

教育委員中、労組代表が参加していることは当社の特長で、これは労組の協力が養成の効果を大きくし、労組の幹部には技能の指導適格者が多いからである。

2. 教育訓練の組織

技能者養成の円滑な運営と効果をねらつて、左のような教育訓練組織を持つている。

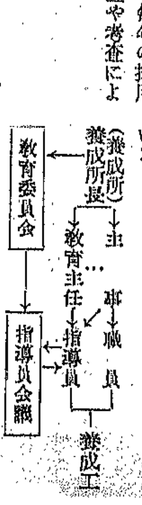

技能者養成所は総務部内に課と並列して設けられ、常務取締役兼総務部長が所長を兼ねている。教育主任は技能者養成規程第十八条による指導員資格取得者の中から会社が任命し、当該職種の教育訓練の責任者となり、部長又は副長がこれに当つている。

指導員中特に実技指導員は直接養成工に接する機会が最も多く、養成の効果を左右すると言つても過言でないので、その選衡には指導員としての適格条件を備えた者の中から現場の副長・部長の推薦によつて会社が任命している。実技指導員は現場作業の基幹をなし、その推進力者たちで、その大部分がかつての当社の養成機関の修了者であるから、現養成工との間には先輩・後輩としての暖い雰囲気がかもし出されている。

尚、教育委員会と共に指導委員会議は随時開かれ、生活指導上、教習方法上の討議研究等を行つて補導の万全を期している。

3. 教習

教習は慎重な計劃や周到な準備、年少者の能力等を考えて、合理的系統的に進められる。養成三か年の教習総時間数は約六、五〇〇時間であり、その中実技五、三〇〇時間、学科約一、二〇〇時間である。これを高等学校（八十五単位以上取得修了推定三、〇〇〇時間）と比較した場合に、総時間では二倍強、学科では四〇％を行うことゝなる。以下これを学科・実技・体育等の面から見よう。

イ、学科教習　学科教習は労働省令による教習基準と当社の特質を考慮して基本を定め、一年次一週十二時間、二年次、三年次には一週当りそれぞれ八時間、四時間を課している。これを工業高等学校と比較すれば、専門学科では五〇～五五％に当り、しかも企業の実際に即して直ちに役立つ、又は将来是非共必要とされる生きた教育が行われていると言える。

しかし、こゝで問題になるのは漸次向上しているとは言え、新入年少者の数学の学力低下は否定し得ないことである。特に数学・物理・化学等理数科系統を絶対に必要とする当社では、より一層この感を深くするのかも知れないが、本年四月採用者の数学・国語・社会の平均がそれぞれ五四・一、六七・七、七四・四となつているのを見ても知ることができる。

そのために直ちに専門学科教習が出来兼ねるので、数か月間は基礎学科の復習を行わざるを得ない事は誠に遺憾である。しかし指導員の熱意と養成工の自覚と努力は、略々所期の目的を達成しつゝあると考える。更に機械の操作でも技能の熟練でもつまりは人物によるので、戦後特に道義の頽廃が叫ばれる折柄、精神教育面の指導には慎重を期している。

ロ、実技教習　学科教習を除く時間はすべて養成期間修了まで技能習得の為の教習である。養成工二二三名に対し四〇名の実技指導員を配して居り、これは養成工五・六人に対して一人の割合である。実技の指導に当つては、会社の定めた教習基準により、一年次は専任指導員が、二～三年次は専任又は職長以上の兼任指導員がこれに当つている。

一年次は主に基本実習を、二～三年次からは基本・応用両実習を併用し、養成修了までには、概略その職種の作業内容と関係知識を習得し終るように実施して居り、二年修了時では職種によつて多少の相違はあるが、標準作業量の五〇～六〇％の実力を持つようになる。

こゝにも計画的系統的に技能と学科をマッチさせた技能者養成の方法が、彼等の特質と適合してよい結果を示している。その効果の一～三の例を示すと次の通りである。

㋑技能習得期間が短縮される。

㋺無駄をなくし、機械器具等の取扱が丁寧になる。

㋩疑問の解明に努め、科学的に物事を処理するようになる。

㋥職場内に教育的関心が深まり職場規律が改善される。

ハ、体育　体育教習の目標は、身体発育の最盛期にある彼等の健康を維持し、進んで心身の健全な発達をはかり、日常の作業又は作業環境の影響による畸形的発達や、疾病・危害から護ると共に疲労の回復をはかり、更に進んでは労働に適するような体力並びに明朗豁達な精神を育成するよう心がけている。定められた体育時間には柔軟体操又はバレー、バスケット等の全身的運動に重点を置き、併せてスポーツマンシップ、チームワーク等の精神的要素の培養に努めると共に余暇時間には運動を奨励している。

当社養成工（一六九名）の身体測定の一部を、文部省の学校衛生統計（昭和二十六年度）と比較して見れば次表の通り

身長 (cm)

種別＼年齢	満十五歳	満十六歳
学徒平均	一五六・一	一五九・八
養成工平均	一五六・六	一五九・七

体重 (kg)

種別＼年齢	満十五歳	満十六歳
学徒平均	四七・〇	五〇・七
養成工平均	四四・九	四九・九

なお、これを学徒平均を基準として比較した場合、当社養成工は次表のように身長では優位にあるが、体重・胸囲は多少劣るので、その発育を図るための体育指導に目下努力中である。

身長

	満十五歳	満十六歳
平均以上	四六・七％	六二・八％
平均以下	五三・三％	三七・二％

体重

	満十五歳	満十六歳
平均以上	三九・七％	四七・一％
平均以下	六〇・三％	五二・九％

四　生活指導

現下の社会状勢や社内事情、又年少者の家庭をも含めた諸環境と、彼等の特質を考えた場合、彼等の日常生活に必要な指導即ち社内外の生活指導にも、暖かい手をさしのべる事が必要であると考えるので、当社が実施中の生活指導とレクリエーションの実際について主要なものの幾つかを記すこととする。

1. 父兄懇談会

会社・父兄間の緊密な連絡が相互間の理解関心を深め、年少者の教育訓練を効果的にするので、父兄懇談会を行つている。

その方法としては、社長又は常務取締役の父兄に対する挨拶、当該養成工の実

習慣を重点とした社内見学及び実技指導である。この目的を達成する為に図書部、文化部、体育部等があつて、機関紙「はゝ」を兼ね合せて行うのが夏季鍛錬会である。

夏季鍛錬会は、会社の厚生施設を利用しての計劃的宿泊訓練で、一面では心身の鍛錬であるが、又他の面ではレクリエーションのよい機会でもある。この機会は人間として最も赤裸々な姿を示す時でもあり、又指導員と養成工、養成工相互間の意思の疎通を図る上では好適のもので、親密感の増大と協力体制の確立の為に、或るいは養成工の個性を知つて個別指導を行う上にも又とない機会である。

6. 厚生施設とレクリエーション

光学工業のような頭脳労働で、しかも高度の熟練を必要とする精密工業、更に生活環境が東京という強烈な刺戟の中にある関係から、当社は古くからレクリエーション施設には深い関心を寄せている。

文化教養娯楽施設、運動体育施設は申すまでもないが、この他に当社特設の施設として、テント村（海の家で鎌倉にあり二〇〇名宿泊、炊事可）、光小屋（山の家で奥多摩にあり、一五〇名宿泊、炊事可）がある。このような施設は心身の疲労を癒やし、大自然の息吹の中でレクリエートして、労働の生産性を高める為に非常に大きな役割を果している。養成工に対してこれらの施設の利用によるレクリエーションは全面的に奨励している。

五 むすび

以上年少者に対する教育訓練の実際を記したのであるが、彼等は会社の行う養成について或るいは彼等自身の身分や待遇についてどんな考えを持つているのであろうか。この内心の声については、学科考査や技能検定からは測定がやゝ困難である。しかも彼等の動向については会社としても教育訓練の当事者としても是非共知ればならない問題点である。ここに所謂態度調査の必要性があり、この調査の結果から検討し、実施せねばならない教育訓練上の重要事項を知ることができる。

過日養成所が行つた態度調査は、仕事に対する興味や飽り、仕事の難易や作業上の問題点七項目、養成所に対する信頼感、学科・実技等教習上の問題点三項目、賃金に関して三項目、将来性三項目、職場環境、対人関係等四項目、日常生活に関して六項目、その他計二十七項目の質問を、それぞれ（＋）積極的、（0）普通、（－）消極的として測定できるように作つて調査した。この結果から、全質問に対して（＋）五二％、（0）三五・三％、（－）一二・七％を示したので、消極面に現われた共通的問題の引上げを重点として採上げると共に、個々の問題点については、その原因の究明と指導にぬかりないことを期している。

一方、当社養成工で高校又は高工校の定時制に通学中の者は総員の約四〇％であるが、彼等は養成の実情を知るに随つて次第に減少の傾向を辿つている。翻つて一般年少労働者の教育を考えた時、日本の再興自立が産業の興隆によるとの観点からも、又彼等の保護や育成の見地からも、一日もゆるがせに出来ない重要問題であるのに、国家の施策でも又一般企業でも、この問題が速効的反応の少ないのと多大の経費を必要とする関係から、直ちに実行に移せないのは一応止むを得ないことではあるが、国家の今日と将来を思えば、速やかにその具体化を望んでやまないものである。

尚、一般的には高校通学が普通教育と考えられている現在、戦後社会状勢の急変もあつて、家庭的経済的に恵まれない多くの年少労働者が、向学心に燃えて夜間定時制を選ぶのは必然といつてよく、たとえそれが彼等の自由意志であるとはいえ、勤務と通学による精神的・肉体的労力は一日実に十数時間にも及び、更にこれが四か年に亘る過重負担となつている現実は、結果的には切角の法の精神も無駄になる恐れがあり、しかも社会は彼等を簡単に「恵まれない運命の者」として見逃すとしたら、それこそ余りにも過酷な取扱といえよう。

そこでこの対策としては、真の技能者は青年期に於けるよい教育訓練から必ず生れるとの学問的理由又は経験から見ても、国家の助長助成等によつて、各企業体に養成教育の普遍化を図る一方、彼等に対しては適切な社会的格付を行い、又現行定時制との関連性を持たせると共に、社会一般に対しては従来の偏見を是正させる等の方法を講じて、技能者養成を強力に推進することが目下の急務であると考えられる。これこそが産業を振興して自立経済を達成する道に通じ、年少者の保護と育成にも共に通ずる根本策ではなかろうか。

当社では、夙にこの問題に着目して着々その実効を挙げているが、今後も一層研究改善を重ねて、真に年少者の保護育成に、万全を期したいと努力を続けている。

中小企業と年少労働者の保護対策

佐野被服工業株式会社総務（栃木県佐野市）
関根国二

年少労働者の保護育成が次代のすぐれた労働者を作り、企業発展に欠くことの出来ない一要素であることは自明のことであるが、この対策実施は中小企業では最も至難な問題である。この問題の成功こそ業績の発展する原因であることを、私は労務管理担当者の一人として、つねに自覚しながら、毎日苦労している。

年少労働者に対する労務管理として私の考えていること、実施していることの一端を述べて、諸賢の御批判をお願いしたいと思う。

年少労働者の保護対策の第一歩は、学窓を出て社会人として働くために完全な就職をすることにある。就職することは単に職について職場で働くことではなく、就職者の能力に適応した職業に就き、またその職場の労務管理がゆき届いていなくてはならない。適正な労務管理の実施によつて、年少労働者としての保護育成が出来、働きながら職業人としての技能と、社会人としての教養・人格を身につけ、将来有能な人材と成り得るのである。まず、雇い入れのときからとの考えから、当社では雇入れについて公共職業安定所を経て、学校の職業指導担当教官と連絡相談し、教官を通じて就職希望者の個人的能力、家庭における状況を知り、又就職希望者には会社の状況・労働条件・作業環境等について認識してもらうことに重点をおき、又職業選択の参考に職場の見学を学校側にすすめている。

採用選考は「就職についての質問票」に就職を希望した理由、家庭の状況、日常生活における教養・娯楽・運動等の状況、健康状態、就職についての意見・希望等を記入させ、これにもとづいて個々の面接をし、採否を決定する。採用者は予備教育として入社前に顔合せの集会を催し、この際、特に公共職業安定所係員出身校職業指導担当教官の出席を願つて就職に対する激励をしていただいてから、入社後の一般注意、就業規則、安全と衛生、職場と家庭との関係等について説明・懇談したり、職場の見学をさせたりして、入社後に対する希望を喚起する。入社日にはできるだけ父兄同道で来社してもらい、父兄との懇談会を開き、会社の状況、作業の内容、職場の環境について説明し、又安全と衛生、社会保険、労働に対する保護対策等に家庭の協力が最も必要であることを強調し、職場を参観してもらい、家庭人に安心感と積極的な協力を促している。以上は雇入れから入社までの実施状況であるが、就職に対する無理解は将来のある年少労働者を不幸に導くものであつて、雇用主は勿論、公共職業安定所・学校・家族の人々の就職

に対する真剣な関心と検討とそ必要である。

次に進学の希望を持ち、充分その資格をもちながら、家庭の事情その他で止むを得ず就職するものには、定時制就学に便宜を与えることを当社の方針とし、現在定時制高校夜学に男子二名、女子一名が通学しているが、みな勤労のかたわら勉学に一生懸命いそしんでいる。

悪い労働条件が年少労働者に及ぼす影響が大きいことは明らかである。労働時間・休憩時間・休日及び賃金については、労働基準法の規定に基くことは勿論であるが、大企業の職場では守られても、中小企業の職場ではなか〳〵至難な場合もあり、指導監督の行政面においても同じ様な事が言えるようである。一般に従業員三十名前後、又は以下の職場に対してもつと関心を持つ必要があり、さらに研究を要する問題である。当社では、就業時間は始業午前八時、終業午後五時、休憩時間は午前十時から十分間、正午から四十分間、午後三時から十分間、休日は休電日（月曜日）をあて、週休としている。賃金は日給制（工員）月給制（職員）とし、毎月二十日締切で計算し、毎月二十五日を支払日としている。

福利厚生の面で大事なことは、社会保険（健康保険・厚生年金保険・失業保険・労働者災害補償保険）に加入することである。災害・疾病の際に経済的に保護される事と、働く者が安心して生産に従事し得る条件であることを考える時、社会保障の完全加入の実施は、年少労働者を使用している中小企業の職場では、大いに関心をもつべき問題だと思う。この点、当社では病気にかかったならなるべく早く保険医の治療をうけ、早期治療することをすすめているので、欠勤防止にも役立つている。また治療のため休んだ期間は傷病手当金の給付によつて、休んだ日の賃金の補いも出来るので、みな社会保険のお蔭を蒙んでいる。特に入院又は手術のため多額の費用がかかるような場合には、家族までが保険診療の有難さをしみじみ感じている状態である。社会保障制度の関心が要望されている現在、各関係者がもつと推進に力を入れるべきではないかと思う。

次に運動・娯楽・余暇善用等に対する対策も大切である。運動競技を通じて相互の協調精神・敢闘精神を養い、また健全な娯楽によつて労働による疲労を恢復する一助ともなり、教養・人格の修養を積むことも出来る。

当社では労働組合は未組織であるが、これにかわる協和会が従業員によつて結成されており、選挙によつて選出された評議員・役員によつて構成され、音楽・図書・演劇・体育・厚生の五部よりなる文化部によつて、それぞれ自主的な方法で福利厚生面を補つている。例をあげれば、体育部による野球（男子）・卓球（男女）、図書部による月刊雑誌・単行本の回読・貸出し、音楽部によるレコードの音楽観賞等である。女子卓球は工場対抗戦で数回優勝もしている。尚、会社主催により勤労慰安の目的で、春秋二回温泉地一泊旅行を催し、大いに英気を養うと共に、この際の労使一体の協力、職場全体の和こそ生産増強・産業発展に大切であることを互に自覚するよう指導している。旅行会の慰安会には、協和会の演劇部の協力でいつそう愉快さを加えている。

労働省主唱による年中行事、四月の婦人週間、七月の全国安全週間、十月の労働衛生週間、十一月の年少者の保護運動等の行事に協力し、この期間を大いに活用して、労働者の向上・安全・保護対策の促進をはかることも、中小企業の職場、にはやや不徹底のきらいがある。折角立派な行事を行つていても、無関心な労働者（年少労働者はなおさらである）が相当あるので、当社は主唱者によるポスター、標語募集による啓蒙のほか、適当なプリントを作り行事を活用している。

以上貧弱な愚見と当社実施の一端を述べてきたが、いかによい対策も、よい指導者・監督者を得なければ効果はない。従つてよい監督者の養成と訓練が必要である。当社では監督者訓練のためTWI法式を取り入れ、現在二名にその方式による仕事の教え方の十時間講習を実施中である。

次代を荷う年少者たちの行動には、戦後の社会的影響とは云いながら、正視に絶えないものがある。職業に対する技能はかりでなく、もつとしつかりした教養のある人間を作り上げてやらなければならないのではないか。年少者として温い保護を加えることは勿論であるが、これになれて職務の責付のない権利のみを主張されてもこまりものである。社会一般として、又、指導監督官庁・雇用主・学校教官・家庭人は年少者の保護対策について関心をもち、研究する必要がある。

当社は縫製業で、主な製産品は男子既製洋服（背広服・学生服・オーバー・ズボン・ジャンパー等）である。現在従業員八十五名、内男子十一名、女子七十四名で、この内年少労働者三十四名、内男子一名女子三十三名である。私が年少労働者の指導に関心を持つ所以は、当社の生産作業が工業用動力ミシンを使用して縫製する手工業で、有能な技能者が必要であること、作業に技術指導が特に必要であることの二点から、新制中学校卒業者のみを対照として、去る昭和二十二年以来採用し、正しい技能を身につけてやり、働きながら立派な社会人として、役立つ人をつくり、世に送り出したい念願からである。

過去を省りみて、学卒者のみを採用し指導し、職場内の雰囲気を明朗にした効果もあらわれているが、又数々の困難な事情もあつた事を思い、あわせて国家の将来のためにも尚一層年少労働者の益々向上せられることを願むと共に、重ねて年少労働者の保護指導に関係せられる諸賢の御援助と御指導を切に御願いするものである。

婦人と年少者

第七回「働く年少者の保護運動」について

労働省が、毎年十一月に実施してきた「働く年少者の保護運動」は今年でその第七回を迎え、十一月一日から十日間（北海道、東北六県は十月十五日から十日間）全国的に展開されます。

この運動の趣旨は、わが国の各産業に働く少年少女をあらゆる面で保護し、育成することの重要性について、事業主・労働組合及び社会一般の理解を深め、これらの年少者をして次代の秀れた中堅産業人に育成することを促進し、常時行われている保護育成活動を一層盛上げることにあります。

なお運動実施に当つては、世相の推移に伴つて、最も適切な運動目標を毎回設定し、主としてその目標を中心に諸行事をくりひろげています。今回の運動目標は

（一）技能の向上

（二）余暇の活用

の二点を掲げております。ところで今日わが国が当面している重要な課題―自立経済の達成には、まず産業の振興が考えられます。狭隘な、しかも資源に乏しい国土、長期戦遂行がもたらした荒廃、産業技術の立遅れ、その他が国際市場に進出するわが国に負わされている悪条件です。これらの悪条件を克服する道の一つとして、働く者の真の向上があげられます。そこで年少労働者の技能の向上が目標の一つとして採り上げられたのです。困難に対処するにはあまりに迂遠な道のようです。たしかに多能熟練な労働者は一朝一夕にはできず上りませんが、現在では合理的進歩的な方策によつて、比較的短い年月で養成が可能となつています。一例をあげれば労働基準法による技能者養成制度がそれで、三年または四年の期間で養成を終了します。また、TWI方式による指導訓練の効果も高く、年少者の仕事に対する理解や熟練が早くなつております。これらの制度方法は、まず準備を要するので目先の収益に相反するものですが、あとに得られる確実な大きい利益には替えがたいものです。それは一企業の利益にとどまらず、ひいては国家経済に寄与するものであるからです。

次の目標「余暇の活用」は、先の目標「技能の向上」と関連のある問題です。年少者は心身が未熟であるため機会ある毎に錬磨、向上に努力しなければならないとともに、適正な発育に心掛けなければならない年齢層にあります。元来余暇とは自由な時間であつて、何をして過してもよいばかりでなく、人からとかくの指図がなされてはならない時間であります。

このような余暇の確保を前提とし、そして年少者に対しては特に適当な指導を必要とするのですが、よいにつけ悪いにつけ好奇心が強く、吸収の容易な年齢の年少者の場合は正しくのばすための行きすぎのない指導が必要です。

余暇の活用を奨めるには、まず余暇時間の確保が基底となります。これについて一九二四年（大正十三年）第六回国際労働総会において採択した労働者の余暇利用施設の発達に関する勧告の中で、勧告の理由の一として「総会は第一回の会議において労働時間に関する条約を採択する際に睡眠のため必要な時間の外労働者がその欲するところをなし得るよう適当な期間換言すれば適当な余暇期間を労働者のため確保することをその主目的の一としたことにより」といい、更に「労働者は与えられた余暇期間の価値を十分認め、余暇の損われることを防ぐためには全力をつくすべきであり、他方、使用者は労働者が残業賃金を得るために残業をせずに済む程の賃金を定めることを常に主眼とすることが重要であることにより（他略）」総会は法定の労働時間に対し労働者に正常の生活標準を確保すべく且使用者及び労働者間の任意の合意により「労働者の時間外賃金労働に従事することを防ぐためとるべき措置を決定すべき労働協約の締結を各国政府が奨励し、且容易ならしめるべきであることを勧告する。」と「余暇の保全」の項で述べています。

このような余暇の確保を前提とし、そして年少者に対しては特に適当な指導を必要とするのですが、よいにつけ悪いにつけ好奇心が強く、吸収の容易な年齢の者には、よい機会、よい環境、そしてよい条件が与えられるべきです。こうして知識と技能の向上、情操の涵養、または休位の向上などがはかられなければなりません。

これらのことは、申すまでもなく、年少者を甘やかすものではなく、育成することであつて、未熟な者を育成することは広い意味で保護することでもあります。

今回の「働く年少者の保護運動」は以上述べた二つの目標をもつて、十日間にわたり、全国において展開されますが、目標の実現が十日間で完成されるわけのものでもなく、また一部の人々の手によつてはかれるものでもなく、事業主、労働組合・学校の先生・父兄・その他一般社会の協力なくしては実現は到底不可能でありましようし、運動期間中だけの協力であつてもなりません。近来、運動の趣旨にそつた行事が、事業場や、労働組合の手で、自主的に実施される例が次第に増加しておりますが、おとな達は働く少年少女のいつわらない声をきく機会を持つことが望まれます。「年少者保護、誰も知つてる忘れてる」これは昨年の運動行事の一つとして標語を募集した際に応募されたものの一つですが、いかにも痛いところを突かれるような標語です。運動の際に盛り上つたものを長く日頃に持ち続けて年若い労働者に適正な保護の手をのばし、立派な産業人に育成したいものであります。

（労働省婦人少年局年少労働課）

働く少年少女の声応募文

私はこう考える

——精紡糸工の手記——

倉田静子

婦人少年局では本年六月〜七月にかけて、働く年少者の切実な声を大ぜいの人に聞いてもらい、働く年少者が健康で愉快な生活を送ることができるように、全国から「働く少年少女の声」を募集しました。多数のすぐれた文が送られましたので、本号からこの誌上で随時紹介したいと思います。

「制服・制帽」—働く私達にとってどんなに羨ましく、かつ妬ましく思う言葉でしよう。中学を卒業して間もない頃は、制服の友達が通ると、そつと物かげにかくれたり、電車の中でバッジを見ると、自分の汚いような、いかにも女工とわかる身なりと、どうしようもない程淋しく思つたものでした。

働いて学べる定時制はあるとはいえ、二交替で仕事をする紡績女工は、夜間部すら入学出来ません。とはいえ、八時間働いて、後は食べたり、寝たり、まるで犬や猫のような生活でいようとは思いません。いくら女工でも、高校程度の学力はあつてもよい。遊ぶ暇があつたらそれだけ教養を高め、高校に行つた友達にひけ目を感じない程度の学力がほしいと思いました。映画やクリームも良い、飲み食いするのも人生の修養だと思えばそれで良いのかもしれません。しかし、教養を身につけることは、それにくらべてはるかに良いことだと私は思います。雑誌で「中学校時代はすでに過ぎ、今や高校時代来る。高校だけはどうしても出なければいけない」というようなことを読みました。私はほんとうにそうだと思い、働いて定時制にも行けない私達にとつて福音の通信教育に目を付けました。通信教育こそどんな人でもどんな所でも学べる最良の教育法です。

新聞の広告や雑誌を読んでは、適当な通信教育をさがしました。「独学一年—一か月三百円」等と書いてあるのを見ると、心はおどり、もう全日制の学校案内を見ているような気持で読んだものです。そして、東京の某高校通信教育案内書を請求しました。それからは、仕事が終つての帰りには、郵便受を第一番にのぞきました。到着までの一週間がどんなに待ち遠しかつたでしよう。今日こそはとのぞいた一週間目に私の手に入つた案内書。開けてみると、先ばいの希望に満ちた便りがたくさんのつていました。私はどんなに勇気づけられたことでしよう。

早速入学願書を作成、十日目に教科書を受けとつて、私は通信教育ではあるが、東京の高校校外生として入学出来たのです。毎日学校へ通わなくともスタディガイドは立派な大学の先生方の講義で一ぱいです。先生の目の前で勉強するような楽しい気分でした。ぶ厚い本をかかえて心の中はおどつていました。赤い小さなバッジは私の服に輝き、来るべき春にそなえて、美しく私の身を守つてくれるかのようです。

私はそれまで無我夢中、ただこれから勉強出来ると思えば、何もかも忘れていました。しかし、本が積いてやつと心が落ちつくと…さてどうして勉強するか、遠く家から離れた寮で暮す私、静かな部屋がほしいと思つてみた所でどうにもならない。夏は蚊が来る。部屋は十二畳半に七人、とうてい何も出来ません。それに、働いて勉強しようとする私達をあざわらう人々がいます。本を開くと皮肉を言つたり、消燈時間になれば、消さずにいると人にめいわくがかかる。一生懸命勉強しようと心にちかつたのも、わずか一週間程で消えそうになりました。

働いて帰つて来ると山のような洗濯、友達と語もしなければ仲間はずれになる。一日に一時間本を開けば良い方で、一ページも読まぬ日の方が多いのです。寮が来れば暇山にも行きたい。夏は海へも行きたい……もう最初から私の希望はみだらな、なまけ心に追いやられてしまつたのです。

しかし……その時、私をはげましてくれたものは……毎月本と一緒に入つて来る新聞、そこには希望に胸ふくらませてわが道を歩んでいる同志、働く全国の友の声でした。独学生の苦悩、しばし享楽心をおさえて……」私はほんとうに自分の意志の弱さにあきれました。そうだ、今へこたれてはいけない、蚊にくわれても、陰口をたたかれても、やり通そうと考えました。「独学生は牛の如く一歩一歩歩むのです」先生方の魂のこもつたお智恵を読んで、まだ私は若い、何十年かかつてもやりぬこうと心にちかいました。「心にゃれば むずかしい数学も面白くなり、ABCしか読めなかつた英語が

おどろく程上達、私は独学の道に入つてまだわずか十か月です。なぜもつと早くやらなかつたかと今さらの如くうらめしく思います。たつた半年程で倦怠期におちいつた私、しかしそれは全国の働く人人によつて救われたのです。

通信教育を受けるようになつて、全国にペンフレンドが出来ました。その人々のうれしいお便りを読むたび、又新しい教科書を受け取るたびに学ぶ喜びをつくづく感ずるのです。たとえ、普通の高校でないにしろ、私は立派な高校生だと思つています。つまり働きながら学ぶほこりを持つているのです。通信教育だから普通の高校生よりおとると考えることは、間違つていると思います。むしろその人達よりえらいのです。八時間以上働いた後でまた勉強をするのですから。通信教育でも国家の試験を受ければ立派に、高校卒の資格が与えられるのです。独学で立派に世に出て活躍している人達がたくさんいます。私達はその人達が行つた道を歩んでいるのです。その道に、一つでも汚点をつけてはならないのです。春が行き、木の葉が落ちても私の目的は変りません。働きながら人間完成の道を学びとるのです。

私は今高校と英語の通信教育を受けています。英語の中学卒業証書を受け取つた時の感激、喜びは一生忘れることの出来ない事柄として、私の心に残つていることでせう。独学の道に入つてまだ日の浅い私、めざす山の頂上はまだまだ遠く、その道はけわしい、しかしへこたれてはならないのです。私は中学を卒業して働く身になつて最初に、一生養之でも教養を身につけ、学問の探求はあくまでやりぬこうと考えました。今、私はその序の口を実行しているのです。たとえ後になつてそれが報いられなくとも、勉学によつて人生の楽しみを味えるだけ幸福だと思います。まだまだすることは沢山あります。幾年過ぎても、最初の信念にたちむかつて行こうと思うのです。今日又私はその信念にむかつて、ひたすらけわしい道を登つて行くのです。世界中の働く友と同じように。

倉田静子さんは昭和十二年三月三十日生れ、三重県鈴鹿市の呉羽紡績鈴鹿工場（紡績）の精紡糸工で、同工場附属の美鈴寮に居住しています。

海外資料

保健婦とは何をする人か

——英国——

英国保健省発行の「国民保健事業」の最近号によると、保健婦（health visitor）とは「保健、児童福祉及び社会事業について専門教育を受けた看護婦」と説明されている。従来保健婦の仕事には結核、精神病、性病等の患者の家庭訪問もあつたが、大部分は助産術が主であつた。しかし新しい保健事業の下では、保健婦は家族全体の友となり助言者となつた。保健法には、地方保健当局が病気感染予防の方法について、或は児童、病人、妊産婦や、乳児を持つ母親のために、助言を与える家庭訪問の仕事を行うことが規定されている。今まで保健婦は、全国約四千の児童福祉センターに所属する医師と共同して働いたが、今後は家庭医と緊密に連絡して働き、医師がその家庭に保健婦の助言や、保健事業の援助が必要だと認める時は、何時でも彼女を呼ぶことができるようにしようというのが保健法の狙いである。

このような保健のための家庭訪問が組織的な仕事として行われるようになつたのは、歴史的に見てまだ百年にもならない。即ち一八六二年マンチェスター市でマンチェスター・サルフォード婦人保健協会が仕事の一つとしてこれに手をつけたのが始めで、はじめは保健についての小冊子の頒布程度にとどまつていたが、それだけでは効果も薄いので、巡回員を雇つて、家庭に家庭衛生についての簡単な注意を与えたり、石けんや消毒剤を配布したりする仕事を始めた。巡回員の仕事が普及するにつれて、幼児の死亡率を引下げねばならないということが一般に認識され、一八九〇年には協会とマンチェスター市との取極めによつて、地方当局が給料の大半を負担する検査官がこの仕事を管理することとなつた。

一八九二年にはバッキンガムシャー州議員が、児童保育についての注意を家庭に与える三名の婦人普及員を任命した。これについてイニシアティヴを取つたのはフロレンス・ナイチンゲールであるが、ナイチンゲールは州議会の技術教育委員会がこの仕事につく人のために講座と試験を設けることを進言した。一九〇七年、一九一五年の出生届法通過の後、巡回員の数はずつとふえた。

しかし、一九一九年迄は保健婦のために特に公に定められた教育課程もなければ、熟練度の基準もなかつた。この年になつて始めて保健省が教育委員会と協力して、保健婦の教育と任命とについて最低程度の条件をきめた。一九二五年にはこれが一層広汎且厳格なものとなり、一九四九年には保健婦としての新しい任務に応ずるため、教科内容も刷新、拡充された。

目下教育と試験の方法が再び問題になつているが、一般的な意見として、保健婦となるには基本的な看護婦教育の他に、助産術の経験と、社会医療事業の教育とが必要だという考えが強い。（英国労働組合会議発行、Industrial News Letter for Women 一九五三年一月号より）

英国における 年少労働者保護立法の発達（上）

まえがき

ILO事務局は一九五〇年に開催されたアジヤ地域会議の決議によつて工業先進国における〝女子と年少者の保護問題の解決策〟について調査研究を要請されましたが、これはその要求に応ずる資料の一部として同局から発行された "The Development of Labour Legislation on young Workers in the United Kingdom" を訳出したものを、さらに要約したもので、二回にわたつて紹介する予定です。

織物業の規則

丁度一五〇年前、英国議会は〝木綿工場および他の工場に働く徒弟とその他の労働者の健康および道徳の保護のための法律〟を可決した。この法律は、徒弟の労働時間を制限し、夜間の使用を禁止し、徒弟に適当な衣服を支給し且つ最少限の普通教育および宗教教育を行うことを使用者に命じた。

この法律が成立した一八〇二年の英国は、小規模の農業および手工業を特色とする経済から、大規模な工業的企業により支配される経済に移行する広汎な経済的・社会的変革を遂ており、且つ依然その渦中にあつたのである。この経済的変革は、英国の農業および工業部門に起つた。農業の方面においては大地主のイニシアティヴにより十八世紀に議会を通過した〝囲い地条令〟（公有地を私有地とすることの許可に関する法令）は小さな所有地および共有地を吸収して一層大きな所有地を生ぜしめ、主に小地主が使用していた職人（鍛冶屋・大工・車大工）の多数の家族は勿論のこと、多くの小地主や小屋住農を彼等の使用人や召使と共に追い立てた。追い立てられたこれらの人々は、工場制度が拡大し得る労働源を提供したので〝産業革命の軍隊〟といわれてきた。

近代工場制度は、十八世紀の最後の三分の一のときに英国で始めて発達したのであるが、資本の集中および大工業的企業の発達によつて特色づけられ、アークライトの〝水枠〟（水力によつて働かす紡績機）や、最も重要なことであるが、ワットの蒸気機関のような発明の恩恵を受けた。同時代に綿織物業が著しく発達し、やがて英国の主要工業活動として毛織物業にとつて代つた。更に綿織物業の紡績部門が最初に完全に近いまで機械化され、紡績工場は世紀の転換に当つて新工業制度の顕著な特色を示した。

織物工場における初期の児童労働

最初の紡績工場は大いに児童労働に依存していた。業者は大人の労働者よりも好んで児童を使用した。その上児童は体が小さく、触覚が鋭敏であるから、或る工程においては最良の機械工であつた。例えば当時切れた糸を繋ぐ役目の糸繋ぎ工は常に児童であつた。

初期の織物工場は水力に依存していたので、適当な川の近く、且つ街の郊外、それも屢々遠く離れて建てなければならなかつた。そこで近隣から必要な労働者を募集するのに使用者は多大の困難を感じた。他方、教区ではその頃多数の貧民の児童をもて余していた。それがため、雇主たる紡績業者と救貧法当局とが定期に売買契約を締結し、よつてこれらのみじめな児童は工場で労働するため――殆ど五十人から百人が商品のように――教区から工場に送られて、一日十四時間、或るいは十八時間も働かされ、人で混つまる部屋に住まわされ、食物も十分でなく、屢々残酷に処罰されたりして、完全に使用者の意の儘にされた。彼等は徒弟と呼ばれた。徒弟は通貨による賃金をうけないか、又は非常に低賃金――大人の労賃の六分の一乃至三分の一――であつた。徒弟は同一工場に七年又はそれ以上（普通二十一歳になるまで）年季奉公に入らせられ、それからやめるか又は使用者の側に対する条件の儘に、五～七年の別期間契約を更新する途を選ぶかであつた。

一八〇二年の法律以後織物工場の使用者は、その労働力として教区の徒弟に頼るのを全くやめ、児童に宿を与え、食わせ、且つ癒せるための費用を節約するため、法律の保護を受けないいわゆる〝自由な〟児童を雇い始めた。これ等児童の雇用は織物工場周辺の人口が増加したので、次第に可能になつてきた。またやや後になつて蒸汽機関が水車にとつて代ると、児童労働の一層豊富である街に工場が移されるようになつた。

世論の発動

児童労働は決して産業革命特有の新しく生じた弊害ではなかつた。これよりさきマニュファクチアの家内制度においても、児童は当然の事として不当に利用された。各自の家で働いている年織機（ておりばた）の機織（はたおり）にまでして、児童は五歳、否四歳でさえも働いた

当時の人はこれに憤りを感じるところか結構な方法であると考えた。最初に児童の利用に反対したのは労働者ではなかつた。職工自身が児童の使用者であることが多かつた。当時は労働者は、工場に自分の子供を送ることを拒んだのであつたが、間もなく貧乏ゆえにそうせざるを得なかつた。児童は親の扶助負担を軽くするために工場に追いやられた。

十八世紀の末期にひろがつた人道思想の影響を受け、工場の児童の状態は漸次博愛主義の注意をひくようになつた。

自分のところで働く労働者の福祉に留意し始めた人道的な使用者が、先ずこの悪い状態を改善する実効ある行動をとつた。なかでもロバート・オーエンが最もよく知られるに至つた。ニューラナアックのオーエンの工場では、一人も十歳以下の児童を使用せず、又一日十二時間以上働かせなかつたし、労働者の教育及び身体の福祉のための設備をした。しかしすぐ判つたことは、立法措置がなければ、善良な使用者は特にその財源が限られている場合には、彼等慈人道的でない競争者と争えないということであつた。オーエンの影響を受けて自らも多数の児童を使用している木綿製造業者であつた兄の方のロバート・ピール卿は、徒弟の保護に関する法案を発議し、それは一八〇二年に最初の工場法となつた。

この時以来、議会は再三年少労働者問題を取扱つてきた。ミッチェル・サドラーおよびアシュリー卿のような国会議員等は、働く児童を保護する最初の改革に緊密な協力を惜しまなかつた。児童の労働状態を調査するため調査委員会がいろいろの機会に設立され、労働立法の反対者の努力にも拘らず、同委員会の報告は立法措置の緊急なことを明らかにした。

一八〇二年以後の年少労働者に関する労働立法の発達

一八〇二年の法律に引続いて、織物工場の児童および年少者の就業を規制する一連の工場法ができた。一八〇二年、一八一九年および一八二五年の諸法律は綿織物工場および毛織工場に適用しただけであるが、一八三三年および一八四四年の法律は殆どすべての織物工場に適用された。

しかしながら、一八〇二年の法律の適用を受けた児童が実際に利益を受けるのに三〇年以上もかかつた。情勢は一八三三年の法律により一変した。即ちこの法律は工場監督官として有給の政府職員を任命することを定めた。

一八二五年、一八三三年、一八三三年および一八四四年の法律は、すべて最低年齢と就業許可の適格、労働時間、夜業および休憩時間等について、児童および年少者の就業を規定した。また以上の諸法律には或る教育条項があつた。更に衛生・安全および福祉に関する一般規定は次第に別の工場法の下に発達した。

児童および年少者に関する法律中の主要な条項を、その法律施行に関する問題と共に――後の工場法の下における今日に至るまでの発展を簡単に参照しながら――以下に記述する。

就業許可最低年齢

一八一九年と一八三三年の工場法は就業許可年齢を九歳に定めた。しかしながら工場監督官は一八三四年七月の第一回共同報告書において、八歳の児童に工場に就労するのを許可するのが便利であると、その見解を述べた。それは多くの場合、工場内の児童の方が工場外の普通の生活をするよりも健康上にも、道徳上にも害されることが少いと工場監督官は考えたからであつた。

この陳述の理由を理解するには、英国における当時の任意に設ける教育施設がおよそ適当なものでなく、工場法の適用を受けた働く児童だけが学校に義務的に出席しなければならなかつたことを想起しなければならない。それ故、一八四四年の工場法は児童の教育に関する規定を強化したとはいえ、使用し得る最低年齢を九歳から八歳に引き下げた。そしてこの制限年齢は一八七四年に一〇歳に引上げられるまで以後三〇年間行われたのであつた。その後工業に使用し得る最低年齢は一八九一年に一二歳に、一九〇一年に一二歳に、一九一八年には一四歳に引き上げられた。現行法では一五歳に定められているが、できるだけ速やかに一六歳にあげられるであろう。

年齢算定のための体格検査

当初監督官が直面した最も困難な施行の問題の一例は、児童を法定最低年齢以下で働かせ、又はその年齢層に定められたよりも長時間就労させないようにするために、働く児童の年齢を確認する問題であつた。未だ出生証明書はなく、一八三七年になつてから出生登録は英国では義務づけられた。洗礼証明書又は家庭用聖書（その中に家族の誕生、死亡、結婚などの記録を含む大型聖書）の抜萃の如く、時によつて作成されたような他の証明書は信憑性に乏しく、且つ屢々明らかに変造又は偽造された。そこで監督官はこの種の証拠を認めず、一八三三年の法律の規定に準拠しようとした。同法によればすべて児童は九歳以上の児童としての「通常の体力と外見」をもつという医師の証明書がなければこれを使用してはならないというのである。しかし児童の体力と外見を判断する基準の方法は規定されなかつたので、或医師は歯の発達で判断し、他の医師は身長で判断する等の結果となつた。一八三三年の法律は体格検査を実施すべき場所についても触れていなかつたので、大抵医師の診察室で行われて、医師はめつたに工場に行かなかつた。これがため年長の児童およびより健康な児童が医師の家に行き、自分の証明書を譲渡したり、売渡したりして年下の児童が工場で就労できるようにしたという詐欺行為を横行せしめた。

一八四四年の法律は、証明する医師の任命権を監督官に付与していたが、本法による監督官の経験に鑑み、現行法である一九三七年および一九四八年の工場法でもこの権限を認めている。また一八四四年の工場法は証明書の様式を定め、且つ証明書ははじめからその工場に交付されたものでなければすべて無効であると規定した。その後の工場法は、児童および年少者の年齢が出生証明書以外の証拠によつて証明医に証明されており、実際の年齢はその適性証明書の年齢より少いことを信ずる事由があれば監督官にそれを取消す権限を与えた。一九〇一年にはすべての年少者が出生証明書を所持していると推定できたのであるが、この年の工場および作業所法に至るまでこの規定は引続き存続していた。

就業適性身体検査

一八六七年までに一六歳以下で始めて就業又はその職業を変更するすべての児童と年少者に対する一般的身体検査制度は、彼等が従事している業務に健康上不適当なことがわかつた場合、その再検査を要求する監督官の権限と共に、あらゆる種類の工場に確立した。現在一九三七年および一九四八年の工場法が適用されている一八歳以下の年少者はすべて工場に就職すると、任命された工場医によつて就業適性を証明されなければならない、以後少く共年一回再検査を受けなければならない。身体検査は工場で行うか又は当該工場の一八歳未満の年少者が三人以上でない場合には、主任監督官の許可するところで実施する。使用者が任命工場医に支払う手数料は医師及び使用者の協定によつて定める。工場医の要求があれば、地方教育当局は彼が仕事上必要とする年少者の診断経歴に関する情報を提供しなければならない。工場医は工場に使用されている年少者に関し、詳細に記載されている工場の一般記録、その他の事項も入つているが、検査する権限を与えられている。

時間と教育

初期の改革者達は過重労働が工場に使用されている年少者に及ぼす肉体上の影響だけに関心を向けていたわけではなかつた。少くとも初等教育および宗教々育の皆無を過重労働の問題と等しく重大視していた。ために工場法の主要目標の一つは、児童の労働時間の制限と義務教育制度とをうまく組合わすことであつた。

一八〇二年から一八四四年までの間に通過した法律は児童の夜業を禁止し、児童および年少者の労働時間を一日一二時間に制限した。一八二五年以後児童および年少者の労働時間を一週六九時間にすべく、土曜日は九時間に減らした。一九三一年にこの労働時間の制限の適用年齢が朝最初に働き初めた時から計算するべきこと及び食事時間には一人といえども保護を受ける者は作業室に残つていてはならないこと、並びにすべて年少者と婦人は同じ時間に食事しなければならないことが定められた。その後の工場法は、法定の雇用期間を法定の労働日に食事時間を加えたものに相応するようにして、女子および年少者の労働時間の監督を一層容易ならしめた。

年少者の労働時間は漸次短縮した。即ち一八五〇年には、一日一〇時間三〇分（土曜日は七時間三〇分）、一週六〇時間で、一九〇一年には一日一〇時間（土曜日五時間三〇分）、一週五五時間三〇分であつた。現行法によれば労働時間は一日九時間、一週四八時間であるが、一六歳以下の者は一週四四時間以上就業出来ない（一九三七年工場法第七〇条、七一条）。

以上のような年少者の労働時間制限がその雇用を減少させたという何の証拠も見あたらない。一九〇〇年になつて間もなく行われた一八三五年以後の織物工場に働く人々の階層別比率の統計的分析によると〝大体において保護される労働者を保護されない労働者にかえようという動きはなかつた〟という結論が得られた。

八歳乃至一三歳（綿織物工場にては八歳～一一歳）の児童につき一八四四年の法律により最も重要な改正がなされた。この法律はこれら児童のために、いわゆるハーフタイム制度を設けた。児童の労働時間は一日六時間三〇分で、昼食時の前か、後のいずれかにおいて働かせなければならなかつた。児童は出席日を除き少くとも毎日三時間、学校に行かなければならなかつた。年少者が一日一〇時間

に制限されている工場においては、児童もまた三日に一日一〇時間就労出来た。但し児童がこれ以外の日に一〇時間働かされず、且つ少くとも五時間（土曜日を除き）学校に出るのを条件とした。

教育施設

一八三三年の工場法によれば、九歳乃至十三歳の雇用されている児童はすべて、同法の定めるところに従い、週六日間少くとも二時間学校に出席した事実を証明する学校長の証明書を一週一回使用者に提出しなければならなかつた。しかしながら前述の労働時間構成のためばかりでなく、必要な教育施設の不足により、同法の教育に関する規定の施行は最初から非常に困難であつた。学校数は私人の発起により一九世紀初頭以後相当増加したけれども、当時まだ公定教育の一般的制度はなかつた。――特に人口が急激に増加した大工業都市の学校施設は全くその需要とはほど遠いものであつた。

教育に関する条項のある一八三三年の法律が施行されると、これが適用される児童の雇用は急激に減少した。ある監督官は自分の地方（東部、南部および南西部の英国）の綿毛、ウーステッドおよび亜麻織物工場に働く児童の数は一八三八年の一〇、六七二人から一八四三年には八、七五四人に減つたと一八四三年に報告した。また他の監督官はその地方（マーズイからコーンウォールに及ぶ）の同じ時期の児童の数は二、四〇〇人から九〇〇人に減少した。これは部分的には取引の衰退の影響のあらわれであつたかもしれないが、やはり使用者が就学に対する必要な措置をすることを嫌つたために相違なかつた。

一八四四年法律の実施に関する最初の報告は勇気づけるものがあつた。〝まがい〟教育の最も好ましからぬ状態は除去されて、現在の学校は工場の児童を急速に受入れるようになつた。雇用児童の数は再び増加し始めた。一八四四年の法律が適用されている織物工場に使用されている児童の総数は、一八三八年の二九、二八三人から一八五〇年には三五、一一二人、一八五六年には四六、〇七一人、一八六八年には八〇、〇〇〇人、一八七五年には一一二、五八八六人にそれぞれ増加した。

やがて工場法の教育に関する条項は、また教育施設の発達を刺激する役割を演じた。教育施設はその必要が生ずるにつれて拡がり教育の質は改善された。一八六〇年までの各種の学校に出席した児童の割合は以下のとおりであつた。国民協会（貧民の教育向上のために一八一一年に設立された協会）と教会学校が四八％、英国教協会と独立新教徒学校が一七％、工場学校一〇％、私立学校三五％であつた。はじめの二種の学校は大体満足すべき標理を示しており、これらの学校に出席する工場の児童の割合は一八四六年の三五％から一八六〇年には六五％に増加した。大部分の工場学校と私立学校にはまだ改善すべき余地が沢山あつたけれども改善されてきた。

監督官は工場法の教育上の措置に関する欠陥をくり返し指摘した。工場の児童は就業を許可される法定年齢（八歳）以下で就学し始めることは殆どなかつた。然るに一八五三年に主としてランカシャ地方で監督官が実施した調査によると、工場で働いていない児童の五％が法定年齢以下で就学し始めた。ハーフタイム制度下の児童は大部分午後通学したが、朝からの工場労働の後で非常に疲労しているので受ける授業から充分利益されなかつた。工場の児童が受けた教育は全く不完全極まることが屢々であつた。一八五九年の調査によると一三～一六歳で就業している年少者の大多数は、たしかに工場の児童として数年間工場で生活し、従つて就学を義務づけられたにも拘らず、読み書きが出来なかつた。

工場法によつて定められた教育制度を改善する新規定はその後の法律に定められた。一八七四年の工場法はハーフタイムの就学を許可する最低年齢を八歳から十歳に引きあげ、且つ又特別の最低基準の教育のあることを証明する証明書の提出を条件として一三歳と一四歳の児童に全日労働を許可した。一〇歳以下の児童は、本法が施行された現在では工場の雇用から除外され、それがため最早工場法に従つてハーフタイムの就学に拘束されず全日制の義務教育の一般制度の恩恵を蒙り始めた。その後できた工場法は、一九〇一年までにすべて就業許可については、教育証明書制度および十四歳以下（又は児童が一定の教育基準に達している場合は十三歳以下）雇用される児童については、ハーフタイム制度を維持してきた。

年のたつにつれ、ハーフタイム制度は益々甚しい批判の対象となつてきた。一八四四年当時には、ハーフタイム制度の創設は大きな前進の第一歩であつた。というのはこれにより児童の労働時間の制限が認められ、同時に多くの場合、児童はこの制度によつて雇用されなかつたならば、全然受けられなかつた教育を与えられたからである。しかし後年になり、初等教育が賃金を得ることと同時に実施されて成果を挙げられるか、また十二歳又は十三歳のような非常に小さい時の仕事と勉強との二重の負担が健康と精神に害を及ぼさないか、ということに世論は疑問を持つようになつた。ハーフタイム制度のき、結局一九二〇年の「婦人および年少者並びに児童の雇用に関する法律」によりこれは廃止されることとなつた。現在一九四四年の教育法および一九四五年のスコットランド教育法には、少年期の者にではなく、青年期の者に適用する新定時制制度について規定している。

☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆

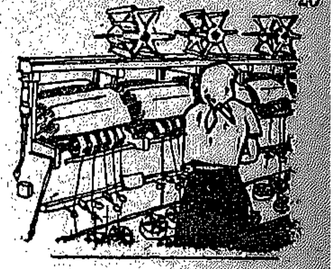

婦人のあゆみ（5）

婦人労働運動のあゆみ（二）

帯刀貞代

ここで私は、前回にみた大正期の昂揚のなかで、女子労働者の意識が、どのような経路を経て成長したかをみよう。この期の産んだ先覚女子労働者のひとりである山内みな氏は次のように語っている。（氏は大正二年九月、小学校卒業の年十四歳で、前借十円、三年三か月の契約で、東京モスリン吾嬬工場の女工となった人である。）

「入って一年目に私達は大きなストライキにぶつかりました。この時わたくしは未だストライキの意味がよくわからなくて、命令された通りに動いたのでしたが、相当暴力的なストだったと記憶しています。何しろ七千名の女工のうち四千名を首切ったのですから、工場の中は大さわぎでした。」（第一次大戦開始の年、財界は一時非常な不況に見舞われた。なお序ながらこの稿前回の赤松氏からの引用中、「東京モスリン紡績会社に男女職工一〇〇名の不当解雇」とあるのは一千名の誤植である。）

「こうした中で当然職工の反抗がはじまりました。ストの中心は各仕事場で製品の動きを整理する書記という係で、その一人の菊地という人が首謀者とされています。この人達がある日『外に出ろー』と命令しました。いうまでもなく工場は門の数が少く、職工の出入は裏の通用門で、ここには警官あがりの守衛が二人ついている。出口でちょっともんだようでしたが（止めにきた工場長・工手等を下駄でなぐったりした、私たちは何が何だかわからず外に出てしまい、そこで初めてストだと知ったというわけです。

会社は警官を入れたりしましたが、団結は固く、男工は工場をすてて外に出、女工は寄宿舎に籠城しました。そこで外部から連絡をとるのに、工場の表門の前は川でしたから、後側のたんぼにそった塀の外から、石油カンをガンガン叩いた。そしてハンケチにレポを入れ石を入れてほうり込むと、寄宿舎の窓にならんで見ていたうちの気のきいたのがひろいにゆく、といったもので、決して組織的ではありませんでした。しかし、ともかく二日間は工場を出ずに頑張った。争議団は工場を焼きうちにするという。資本家達も驚いてみに来て、遂に要求の大半を入れた。その内容は忘れましたが、唯首謀者は首切られてしまいました。彼らは友愛会に助けを求め、鈴木文治や松岡駒吉たちが交渉にきました。首切りは撤回されず、てあてをもらつてしりぞき、後その菊地は友愛会の書記となりました。（たたかいのあと」歴史評論一九五二、一〇）

こうして一度目覚めた女子労働者たちは、これまでそれを宿命のように考えていた自分たちのみじめな在り方に眼をあけはじめる。

「職工たちの間からは、止むに止まれず待遇改善の声が起つていました。その頃私も初めて、身近な問題から、会社が女工を人間として扱つてくれていない不満を感じ出していました。最初起つたのは便所の問題でした。」

工場の便所は遠く、職場は糸切れをふせぐ為に蒸気が入つて非常に暑かなので、冬でも仕事着に下着一枚であつた。仕事中、便所にゆくのにハンテンを羽織つてゆくことさえ斗争なしには出来なかつた。各自が便所にゆく度にハンテン置場にハンテンをとりにゆく二分・三分も、七千人分として計算すれば、会社にとつて容易ならぬ損害であつたから——。

食堂は椅子・テーブルが足りず、おくれてゆくと立つて食事をしなければならなかつたのも補充させ、このような闘いを通じて職場大会が持たれるようになつた。

一方このストライキ以後、会社の内部に友愛会がつくられ、婦人部も活動しはじめた。婦人部の集りは月に一度位、工場の外の寄席（本所押上亭）の二階で持つた。そしてこうした外部への進出は女工の意識を飛躍的に高めた。

「この頃友愛会の機関紙（友愛新聞）の婦人記者が、しばしば連絡にきまして、この命令の中心となりました（大正三年より四年）。後、友愛会に婦人部ができたとき、初代の婦人部長になった人で、話の内容は〝女工もまた人間である。社会も人間として扱わねばならない〟というようなことでした。」「私が代議員となったのはその翌年の大正七年の大会のときで……この時私達の卓に背の低い妙な男がやってきて、盛んに話しかける。後で聞いて有名な賀川豊彦氏だということが解りました。賀川豊彦氏は友愛会で婦人を正会員にすべきだと熱心に主張した当人と聞きます。」

大正八年度大会で、山内氏は野村つちの氏と共に理事に選出されたことは前回にも述べたが、この時新たに婦人部常任委員として市川房枝氏の就任をみた。この年は第一回国際労働会議がワシントンで開かれた年であつた。この会議には婦人深夜業、産前・産後の保護、その他婦人に関する多数の件案が議題とされたので、政府は顧問として平塚夫人田中孝子女史を任命した。折から代表者選出問題をめぐつて、各種労働団体と政府との間に激しい意見の対立があり、労働団体は一致して官選の労働代表に反対する示威運動を起した。総同盟婦人部は市川房枝氏の斡旋のもとに、労働婦人の真の要求を知らしめるためと、婦人顧問の態度を声明せしめるため、本所業平小学校に婦人労働者大会を開いた。田中氏の外に九名の労働者が演壇に立ち、中には幼児を背負つたものもあり、いずれも体験にもとづいた具体的な立場から、労働状態の改善を要求する熱心な叫びを挙げた。

「この日聴衆のなかには平塚らいてう、伊藤野枝、金子しげり、大竹せい、塚本仲子氏らの顔がみえ、閉会の後もこの人々が楽屋にやつてきて、口々に田中さに問う中で、伊藤さんは「政府の犬」と面罵したのが忘れられません」と山内氏はいう。

この日のことがきつかけとなつて、アメリカで社会学を勉強しただけで、日本の実状を全く知らない田中氏は、市川氏に「日本の実状をよく知つている人を一人随員につれてゆきたい。」と申し出た。こうして山内氏は国際労働会議の正式な政府代表随員の一人に入り、旅券も五日で下りてしまつた。しかし、おさまらないのはそのころまだ年若く、帝大新人会から総同盟に入つたばかりの麻生久、柵橋小虎の二人であつた。当時総同盟の最尖鋭分子であつた二人は、突然同盟江東職合会事務所に山内氏を呼び出して、総同盟の理事である氏が、総同盟の反対している政府代表の随員に加わることの非を説いた。「それは階級を裏切ることだ。この次の国際労働会議には必ず総同盟から代表を出すことになるだろう。その時立派な代表として行くことが出来るのだから、今度のことは思い止つた方がよい」というので、山内氏はしばらく考えて「私は階級を裏切ることはできないから、ではやめましよう。」とあつさり答えてしまう。こうして一人の女子労働者が労働階級への連帯に目覚めて行つた背後に、この山内氏を田中氏に斡旋したのは市川氏であつたため、氏は総同盟の運動方針に背馳した責任をとつて辞任した。政府選出の代表団が横浜を出帆する時は、労働団体は棺桶をかつぎ出して葬送し、「労働者の石つぶて」の中を、派遣団唯一の婦人顧問であつた田中孝子が夫王堂と腕をくんでタラップを上つていつた話や、資本家代表武藤山治夫人の梶模様の袖から緋縮面の長襦袢がこぼれた。これをみた労働者は、〝女工の血で染めた〟という意味の歌をつくつた」りした。

しかし、やがてここにも困難な時代がおとずれた。翌大正九年には、大戦中に膨脹した生産は、さいしよの過剰恐慌に見舞われ、以後十一年の関西を中心とした恐慌、十三年の大震災恐慌を経て、慢性的な恐慌状態のままに、昭和二年の金融恐慌、同四年秋アメリカ株式恐慌に端を発した世界大恐慌へと、いわゆる「恐慌から恐慌」へよろめく経済状勢のなかで、日本の労働者階級は深刻な資本の攻勢の矢面に立たされる。大正九年七月には、総同盟婦人部の中堅をなしていた富士紡押上工場に組合弾圧の検挙がやつてきた。当工場は組合員約二千名と称せられ、殆んど全工場が組織せられていたので、在来泣寝入りにすごしてきた工場内の種々なる問題を一々取上げて組合の問題とし、代表者を送つてその要求を貫徹していた。こうして組合の勝利の軍なるにつれて、その前途に不安と恐怖を感じて来た会社側が、組合の有力な婦人幹部十数名を一斉に検挙して来たのであつた。総同盟本部はもとより、都下すべての労働団体は一致して争議の応援につとめたが、抗争十三日、つよい撲滅の決意をもつた会社側の執拗な弾圧によつて遂に争議は惨敗に終り、これによつて総同盟婦人部は壊滅的な打撃をうけ、九年以後十一年までの大会には、婦人の代議員はおろか、傍聴者すらなく、婦人労働者の全く影を消した有様であつたといわれる。

書評　夜の基地

神崎清著

神崎氏は本書の「はしがき」で「被告席におかれた日本人の論敵の立場をつくり、民族の純潔を守ろうとして、いろんな機会に筆をとつたものを、まとめた本である」と書いておこられるが、本書は日本の独立と平和につながる基地の売春問題について、日本人としての立場から、やむにやまれぬ気持で著者みずから米軍基地に足を運び、その真実を訴えたものである。読みもの風なやさしい調子で、しかも必要に応じて数字をあげ、索引を附し、街娼論・混血児問題にまで及び、米軍進駐から現在にいたるこの問題の経緯をひとめで見渡せるようになつている。売春問題の研究資料としておすすめしたい。——編集部

B6三〇六頁　定価一八〇円　河出書房刊

インド婦人議員との懇談会

（労働省婦人少年局では十月五日、来朝中のインド婦人議員サム・スワミナダン夫人（下院議員、国民会議派）、エズス・ラスール夫人（上院議員、国民会議派）、カムレンドウ・マティ王妃（下院議員・無所属）の三女史を囲み、各方面の方々をお招きして、インドの婦人問題について懇談する会を催した。以下はその記録である。なお、三女史はネール首相の推薦によって来朝されたものである。）

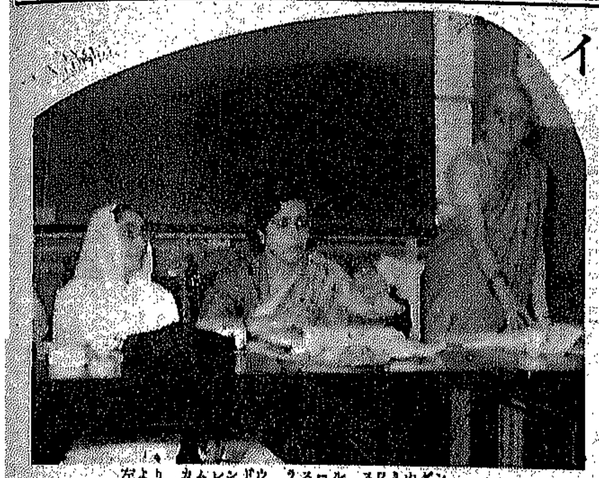

左より　カムレンドウ　ラスール　スワミナダン

◇スワミナダン夫人談話

インドの婦人は過去三千五年にわたって婦人の解放について努力してきました。その結果多くの権利を獲得し、政治的には男女平等になりましたが、社会的、経済的には権利を持っていません。それで社会的に平等な権利を取得するために、国会に相続と結婚法を改正する法律案を提出しました。また婦人は経済的な理由から男子ほど教育を受けていません。

ネール首相は児童の教育に力を入れ、学校を建てることに努力しています。彼はまた、男女が共に責任ある地位についていないような国は進歩しないといっています。インドは非常に大きな国で、三億六千万の人口を持っているのでなかなか思うように仕事が進みませんが、婦人たちは社会的、経済的、教育的に向上しなければならないことを知っていて、努力していますから、数年後には文盲がなくなり、子供たちは読み書きができるようになるでしょう。

私たち婦人が自由になったのと同時に普通選挙が行われるようになったことをお伝えしなければなりません。ガンジーの運動は女に自由を得させることでした。その後を継いだネールも同様に、男女が同じ権利と自由をもたなければならないと考えています。

◇ラスール夫人談話

インドの婦人はおくれていて、外部の問題に関心を持っていませんでした。一九三六年英国はインドが自治政府をつくることに同意しました。そのとき、憲法をつくるために四〇〇人の人が参加しましたが、その中に十六人の婦人が含まれ、私もスワミナダン夫人もその中に入っていました。一九五一年の総選挙には八千万の婦人が選挙権を得て、その投票率は六五%でした。そして州の立法府や国会の議員にも選挙されました。旧王候国による二十一の州があって州によって一院制または二院制をとっていますが、二二四名の婦人議員がいます。国会は二院制で、上院と下院に分れており、三四名の婦人議員がいます。婦人大臣が一人、次官・政務次官が各一名います。御承知のようにパンディット夫人は国連農商の地位についています。私の政党である国民会議派は社会福祉に力を尽しています。現在、婦人はあらゆる職業につき、大学に通っている女学生もたくさんいます。

インドの婦人は何にも増して平和を望んでいます。世界の婦人、殊にアジアの婦人と手をたずさえて進みたいと願っています。

◇カムレンドウ王妃談話

私は日本の婦人があらゆる職場で働いているのを見て力強く思いました。男女が平等であるのが当然で、そうならなければ、生活の困難を協力して切り抜けていくことはできません。私は、婦人の能力を以って男子以上に社会に奉仕することができると思っています。

▽出席者との懇談△

上代たの（日本婦人平和協会長）　インドの婦人団体についておたずねいたします。

スワミナダン　インドには一つ大きな婦人団体があって、「全インド婦人会議」（All Indian Women's Conference）と呼んでいます。一九一六年に地域的婦人団体や、あらゆる層の婦人代表が婦人の解放を目指してマドラスに集って、この全国的な団体をつくりました。この団体は二つの目標に向って運動をしています。一つは社会的法律的差別を撤廃すること、もう一つは婦人を含めて全体の教育を高めること、特に子供に義務教育を受けさせることです。そして、そのために種々の立法を行ってきました。

ラスール　立法の主なものは「児童結婚禁止令」で、女子十六歳、男子十八歳まで結婚することを禁じたものです。結婚に関する最近の法案は寡婦の結婚を認めるもの、離婚を認めるもの（ヒンズー教は離婚を認めない）妻や娘に相続権を認めるもの等です。その他最も重要な法案は母性保護、危険有害職業の労働者の保護などです。

野見山不二（日本大学婦人務令長）　インドの教育制度についておたずねします。

スワミナダン　原則として教育は各州にまかされていますが、ある程度の統一はあります。しかしいつそうの統一が必要なので、教育委員会をつくって各州をまわり、そのために努めています。インドには非常に多種類の言語が用いられていますが、ヒンズー語は義務的に習うようにしています。小学校と中学校の教育はなるべく統一性を持つように努力しています。義務教育は授業料無しで、年齢は州によって違いますが、私の州では六―十歳です。教育のための費用は中央から国家予算の一〇%、州予算の八%をあてています。

江上フジ（NHK婦人課長）　就学できない児童の状態についてお話しください。

スワミナダン　学校数の不足と経済的理由とのために就学できない子供がまだたくさんいます。その子供たちは家族の手援けをしていて、おとなになって読み書きを必要としない職業につきます。農業地域の学校では三交替制を実施して、できるだけ多くの児童を就学させるように努力しています。

渡辺松子（東京YWCA総主事）　三、四年前、せめて一村に一人の保健婦を置きたいという話をききましたが、現在の保健状態はどうですか。

ラスール　最近ははるかに改良されています。インドでは、看護婦は地位が低いものと考えられていますので、志望者が少いのです。

スワミナダン　現在保健大臣は婦人で公衆衛生に尽力しています。中央に看護婦学校をつくり、現在では志望者は増えてきています。

山本千枝子（生活協同組合理事）　今年の一月インドを訪問しましたが、インドの知識階級の婦人は非常に程度が高く、一般の婦人は非常に低いようですが、この甚しい差を、どういうふうに埋めてゆくお考えですか。

スワミナダン　最近の総選挙で、全インドのすべての階級の婦人が選挙権を行使した事は大きな教育になったことと思います。ガンジーの運動は階級差別の撤廃にあったのです。

ラスール　知識階級と大衆の間のギャップをなくすため、八二%を占める農村婦人の向上のために努力を集中しています。そのため五か年計画の一部として五千万ルピーの資金が現に農村施設の向上のために支出されています。またガンジー記念資金というのがあって、この一部が子供や母性保護のために向けられています。

加藤いさ子（日本PTA全国協議会東京安部副支部長）　家庭婦人の立場から児童教育はどのように行われているか、また義務教育の程度が低いが、その先の進学率はどうですか。

ラスール　教育委員会に家庭婦人が参加していますし、政府内の教育委員会にも官吏として婦人が参加しています。婦人団体や家庭婦人のみで教育活動をしているものはありません。またガンジー計画というのがあって、基礎教育に力を入れ、手工業の技能養成を重要視し、そのための学校をたくさんつくっています。

野村かつ子（生活協同組合理事）　インドの指導的婦人団体では国際的緊張に対して、どんな点に関心を持っていますか。

スワミナダン　国内問題が山積しているので、それに最も関心を持っています。しかし国際的婦人団体や機構にも参加していて、世界の平和に関しては非常に関心をもち、その実現は婦人の任務だと思っています。

橋爪多摩子（英文毎日記者）　「全インド婦人会議」の会員数と入会資格について伺いたい。

スワミナダン　それは民間団体で、非常に多数の婦人会員がありますが、数ははっきりしません。誰でも自由に入れますが誓約の一つに「平和のために務める」という条項があります。

小山いと子（作家）　若い男女の交際はどのように行われていますか。

ラスール　二十年くらい前までは男女は離されていて、私も女だけの学校で教育を受けました

たが、現在では大学は男女共学ですし、大いに解放されました。結婚もごく新しい人たちは自由結婚をしますが、大抵は両親間できめます。

スワミナダン 私は新しい考えを持つているので、私の四人の子供は自分で相手を選んで結婚しました。

小山 日本の着物は不便で二重生活をしていますが、インド婦人はいつもそのような服装ですか。

ラスール インドの服で通し、外国の服は着ません。

カムレンドウ 私はこの服装でゲームもするし、すべての活動をしますが非常に便利です。

河田やすよ（婦人国報記者） 知人のインドの実業家の夫人が、自分はキューリー夫人に傾倒しているが、自分の娘は家庭婦人としたいと云つていました。またアメリカに留学していた新しいインド婦人も職業婦人として立ち得る機会はインドでは非常に少い、といつていましたが……

スワミナダン 母親が娘を幸福な結婚生活に入らせたいと思うのは世界共通ではないでしようか。インドは人口が多く、雇用形体もまだ整つていないので、婦人の働く機会が少いことも、事実です。しかし決して排斥されてはいません。

働く年少者の生活写真入選発表

労働省は外務省の後援と財団法人日本写真協会の協賛を得てILOアジヤ地域会議を記念して、去る八月「働く年少者の生活写真」を募集した。審査には両者のほか、日本写真協会の岡田紅陽、西山清の両氏があたり四百点に上る応募写真の中から厳選の結果、次の二十五氏（事業場）の作品を入選と決定した。

なお今回の応募写真は全国にわたる各産業に年少者の生活の各面を示す好資料として今後の展示を考慮中である。

推薦

浅田智（石川県金沢市長田町一二三）
(1) 見習工
(2) 基本実習
(3) 硬度測定
(4) 事務知識の向上
(5) 明日を浴びてトレーニング
(6) 休憩

特選

東洋紡績株式会社富田工場（三重県四日市大字松本七五三）
(1) 働く乙女（紡績工程）
(2) 働く乙女（レース工程）
(3) 食事

石田良雄（安東区東片町一〇）
機布工場

佳作

瀬谷春雄（横浜市戸塚区戸塚町二二）
野上新一（大日本製作所戸塚工場内）
(1) 組写真
(2) 数学の時間

柴田忠（愛知県岡崎市針崎町東かんじ四番地 日清紡績株式会社針崎工場内）
(1) 勤労の余暇に学ぶ寮生

小栗義雄
(1) 割烹授業制禁室にて
(2) 〃

竹内尚三（青森県弘前市茂森町四一 東北織物株式会社内）
(1) 昼休み

佐藤清悦（秋田県鹿角郡毛馬内駅前土館動車庫）
(1) 昼休み

村越哲夫（墨田区亀戸町四の七〇 株式会社資生堂東京工場内）
(1) 口紅作業

日本鋼管株式会社川崎製鉄所（川崎市南渡田町二七三〇）
(1) 競泳
(2) 寮の生活（自習）
(3) 川崎市長を囲んで

宮川一蔵（墨田区亀戸町二六二〇 日産自動車亀戸製造工場）
(1) 茶道

撫井一男（和歌山市字湊三六九 和歌山電気鉄道株式会社内）
(1) 働く女子（バス車掌）

千田軍治
(2)(1) 生撃（フロント拭き）

川松五郎（埼玉県入間郡越生町上野一一）
(1) 体操

高木昭郎（福井市山奥町金鋼九九〇の一 大和紡績株式会社福井工場内）
(2)(1) 幣帽舎ミシン掛け

精紡玉揚作業
東洋紡績株式会社派松工場（浜松市東伊場町一一七三）
(1) スクエアダンス

帝国自動車技能者養成所（横浜市鶴見区鶴見町一六八）
(2)(1) 新入所のよろこび
応用実習

三洋電機株式会社歌島工場（大阪市西淀川区歌島豊里二丁目一二）
(2)(1) 組立職場
(2) 肌南バス（株）観光案内

売春問題経過

（八—九月）

◇業者の圧力と闘う富士山麓

六月静岡県一帯に米兵立入禁止地域を設けた富士山麓基地米駐留軍は、さらに七月九日山梨県側のミドル・ノース・マツクネア各キャンプ附近一マイル以内、サウススキャンプ附近二マイル以内の日本人家屋への米兵立入禁止を発表した。

その後七月二十二日第一回地方連絡協議会が開かれたが、この措置について米軍側から次のような報告があつた。

「MPが手うすなため、御殿場区域を残して、他を立入禁止した。兵士に性病患者や麻薬患者が続出していることが禁止のおもな理由であるから、地元の自粛程度によつては解除も可能である。」

さらに九月三日開かれた第二回協議会で、富士岡・玉穂・原里村長から「業者は自粛態勢をととのえており、経済的にも困つているから立入禁止を解除してほしい」と述べたのに対し、米軍ロス司令官は「関係機関が一体となつて健康な部落を完成すれば解除の可能性がある」と回答した。富士岡村長はさらに、村長が責任を持てば解除できるかどうかをただし、「可能性がある」との確答を得た。

一方静東郡教育事務所長から、ようやく風紀が改善されてきたから、禁止を継続してほしいとの要望があつた。

以上のように米軍側の可能性の言質を得たので、業者は地元村長に対し種々の恐迫的行為に出ているらしく、村長や委員の発言はいちじるしく抑圧され、一般住民・青年団・教育関係の人たちの声は連絡協議会に正しく反映されないのではないかと憂えられている。

しかし県側の態度はかなり強硬で、業者からの禁止解除の陳情についての質問に対し「県民代表として郷土の風教を犠牲にするような卑屈な交渉はできない」と答え、反対態度を表明した。

その後、村長は性病・麻薬その他の取締りに関する誓約書を米司令官宛提出し米軍より県に対し、解除についての意向をたずねてきたが九月二十八日の第四回富士演習場対策委員会で、解除反対の申入れをすることを可決し、米司令官宛に決議文を提出した。

なお県としては近く県売春取締条例を県議会に提出することになつており、もし禁止解除が行われるような場合には、直接中央の日米合同委員会に提訴するとの強硬態度を示していると伝えられる。

◇千歳町の自粛振興会とは

去る五月二十七日北海道千歳町議会に提出された「特殊貸間業等認可に関する特別措置条例」案を巡つて、公娼復活の危険ありとして道衛生部・警察側等から強い反対にあつたことは五月のニュースでお伝えしたが、さらに七月六日千歳町より道総務部に対し「風俗営業取締法北海道施行条例」の一部を改正して、特殊貸間業（ハウス業・オンリーハウス業など）を含めて許可すれば、さきの条令案はひつくめると申入れたが、道公安委員会・警察関係者が同法を検討して、第一条第一号に規定する「待合・料理店・カフエーその他の客席で客の接待をして客に遊興または飲食をさせる営業」と、千歳町の実態とは相当に隔りがあり千歳町の場合は、法で認める遊興施設がなく、売春行為のみが行われているので「売春制度の公認」になるから許可できない、と反対態度を示した。

その後道関係者が研究した結果「千歳町風紀取締条例」の改正案を作り、千歳町に提出したところ、九月一日町議会でこれが議決され、十月一日から施行されることになつた。このような大勢により、さらに取締が強化されることを予想した業者は「千歳町自粛振興会」なるものを結成し、業者全部が加入し「正直者が馬鹿をみないような」強力な組織をつくり取締条例に対向することになつた。これは売春関係業者が「厳正な登録制度を実施して会員相互の体面保持に努力する」会である。千歳町では米軍司令官を訪問、「①駐留軍将兵と日本の女性が正式に結婚したものには、米軍当局の責任者から証明書を発行し、その居住する家屋に表札を掲げてほしい。②結婚手続きの未完了のもの（通称オンリー）には自粛振興会で同者の写真を貼布した証明書を発行し、その家屋に表札を掲げてほしい。③証明書を持つていない女の居住する家屋（表札のない家）に将兵が立入つた場合は自粛振興会の監察員がMPに急報連絡することにしたいので、これを将兵に徹底されるとともに連絡があつた場合はMPによつてその家屋より退去させてほしい。④一般のハウス業者に対しても自粛振興会で証明書を発行し、また家屋には表札を掲げるので、証明書表札のない家には絶対に立入りしないようにしてほしい。」と申入れた。これに対し同司令官は日米合同委員会にかけた上で回答すると答えている。

風紀取締り条例の改正によつて一応この問題は解決したが、お手盛りの自粛振興会が残されている限り根本問題の解決には道遠しの観がある。

◇「売春処罰法」国会提出のきざし

参議院法務委員会の売春対策小委員会では、十五国会で審議未了のまま日の目を見なかつた「売春処罰法案」について検討を重ねていたが、十月十四日の同委員会に大養法務相の出席を求め同法案の提出の意志があるかどうかを確めたところ、「勧令九号にかわる強力な取締法が必要なので世論にかんがみ、通常国会までには政府法案として提出したい」と発言したので、同委員会はあらゆる角度からこの問題を掘りさげ、理想的法案を作ることになつた。（十一・十五東京新聞）

資料室

働く婦人は自分の仕事をどう考えているか

——電話交換取扱者の場合——

電話交換の仕事は現代の文化から切離すことのできない大きな役割を持つており、その働きは昼夜の別なく、非常災害の時にも寸時もゆるがせに出来ない重要な仕事ですが、電話交換取扱者は陰の働き手として職場は通常、あまり人の目にふれません。それだけに、その労働には一般の婦人労働にはみられない特有の問題があります。たとえば、その公共性の故に、夜勤・交代休憩、交代休日を必要とする場合が多いこと、神経の緊張が著しいこと、この仕事そのものに対する偏見のあることなどがあげられます。一九五一年十月に労働省婦人少年局が行つた実態調査の中で、彼女たちの仕事に対する感想を求めたのに対してよせられた回答は、その労働にはける問題をかなりよく反映しているので、実例をあげてその傾向をみましよう。

調査票を回収し得たのは、電話局八八三人、事業上の私設電話一、四五三人の交換取扱者ですが、その中、約四分の一の人が「あなたの仕事に対する感想」の欄に回答をよせています。これらの回答は下表の様に、大きく二つに分けられます。即ち、仕事や職場に対する喜びや満足を表明したものと、それらに対する不満や改善の要望を記入しているものです。その中、喜び・満足の回答は、電話局は約三〇%、私設電話は約二〇%で、他はいずれも否定的な回答です。しかしその事は、必ずしも不満を懐いているものの方が多いことを意味しているのではなく、この様な問の出の方をした場合、むしろ否定的な問題の方が多く打出されてくるものと思われます。

感想の内容は、電話局と私設電話とでは表の様にかなりちがつた傾向がみられますが、彼女たちの手記の中から代表的な例をあげながら説明していくことにしましよう。

電話交換取扱者の仕事についての感想 1951年9月婦人少年局調[1]

感想の種類		電話局	私設電話
感想を記入したものの総数	実数	886人	876人
	%	100.0	100.0
職業上の満足・喜び	%	29.7	19.7
職業についての劣等感	%	2.5	10.1
社会 電話利用者の理解不足に不満	%	9.8	28.4
労働時間に関する不満・要望	%	36.5	14.1
賃金に関する不満・要望	%	5.5	5.1
職場施設に関する不満・要望	%	7.6	16.8
その他の不満・要望	%	8.5	5.8

註 1) 「貴方の仕事についての感想を書いて下さい。」に対する電話交換取扱者自身の回答による。
2) 以上に対して記入したものは，電話局886人（調査対象883人の26.8%），私設電話376人（調査対象1,453人の25.9%）である。

一、職業上の満足・喜び……（公共性がはつきりしている電話局の方に多い答です）

（イ）仕事そのものに対する意義・責任感を感じる喜び……たとえば

a 電話交換は非常に神経を使う仕事でとても疲れ易いが、張合いのある仕事だと思います。（愛知、電話局）

b 最近、特に仕事に興味を覚え、それだけ深く理解してきた。毎日が忙しければ忙しいだけに面白くもあり、又、嬉しくもあり、私たちの小さな手で行われる一つ一つの通信がどんなにか重大であるかという事を自覚せずにはいられません。なお、一層努力を続けたいと思います。（東京、電話局）

c 二十数年の交換手生活を私は誇りとしています。よりよき仕事をするために、毎日々々大きな努力を続けてきました。そして今後も続けていきます。私は監督ではない。昨日入社した新人と同じです。それから幾年、私の能力の続く限り、この仕事を止めたくない。私は自分の仕事を愛している。楽しみながら働いている。（東京、私設）

（ロ）適職としての意識

a 私の個性にマッチしており、生活環境もよく、仕事に敬愛を持つている現在は幸せです。（北海道、電話局）

b 電話局は女子の職場として適切、且つ、安全な所と思う。仕事そのものの性質がデリケートで女子には適任であるから、一時の腰掛けにせずに、将来、通信局長・部長課長等みな女子で埋めるまでに、女子職員の一人々々がこの仕事を大切にし、研究し、はぐくみ育てていくように心がけたい。（愛知、電話局）

二、職業についての劣等感……（総体として余り多くはないが、多勢の他の職種の人の中に働いている私設電話の方に多い答です）たとえば、

a 最近ではやつと仕事にも馴れてきたが、毎日お仕事をしていて、近頃、強く感じる事は、一般社会の人々がもう少し電話交換、又、その仕事に従事している人に対して理解を持つて欲しいということである。昔から電話交換手というと一種特有の目でみる傾向がある様だ。そのせいか、何年もこの仕事にたずさわりながら、自分の仕事に誇りをもてなく、常にこの仕事からぬけ出そうとしている傾向が多分にある様に思える。過去又、現在、将来において電話という物が如何に大切なものであるかは誰でも知つていると思う。その大切な社会的事業である電話に従事する人々が、自分の仕事に誇を持てない様では何時までたつても、電話事業の発展は望めないと思う。もつと、

時を待つて楽しく働きたい。（神奈川、電話局）

b 私達交換手と云えば、とかく低くみられがちである。私達交換手の教養の低さにもよるのであろうが、会社としても事務員・タイピストの次である。掃除婦のちよつと上という位置がどこの会社でも交換手の位置になつているらしい。仕事の上では重要であることはよく知られているが、地位はいつも一番下である。……中略……社会のすべての人から交換手を理解してほしいと思うのは無理でしようか。せめて会社だけでもと、つくづく思う。（東京、私設）

三、社会・電話利用者などに対する不満……（二）と同様の理由で私設電話には最も多い感想です。）たとえば

a 交換台について加入者よりの言葉づかいが非常に悪いので困ります。これが朝でしたら、一日気にさわり面白くありません。（京都、電話局）

b 私達の仕事に対し、もう少し皆様の御理解があつてほしいと思います。特に上役の方です。交換に従事する私達を他の人は遊んでいる様に思つています。（京都、私設）

c 中々忙しい仕事で一生懸命していてもなか〳〵解らない方もいますし、顔の見えない事ですから、お互に理解を持つて頂きたいと思います。（東京、私設）

四、労働時間、休憩時間等に関する不満……（電話局は私設と比べて、休息時間が少くて、著所時間が一般に長く、交代勤務を必要とするが、それを反映してこの種の不満は電話局の感想の四分の一を占め、第一位です。）たとえば、

（イ）休憩時間の不足、人員の不足を訴えたものでは、

a 人員が少いので応答がおそくなり、申告がきたり、その他の苦情がくる。夜勤の人員も少く疲労するので、日勤にも差支えると思います。（東京、電話局）

b 夜勤明けの朝の勤務は普通の日勤の、大体半日分であるのに、休息がなくて、その上人員が少くて負荷が多い。（愛知、電話局）

c 休息時間を今少し増してほしい。帰りが遅いので交換手を入れて交代で少し早く帰りたい。（福岡、私設）

（ロ）夜勤・交代・残業などについて

a 勤務時間が普通の人と異つて、人の休んでいる時に働いて、人が働く時休んで、夜勤、宿直などのために生活が不規則になり胃や腸をこわします。（福岡、電話局）

b 女性にとつては割と楽な仕事であるが、夜勤の時眠つているのを起されるのが大変つらいと思う。（神奈川、電話局）

c 勤務が輪番制で、その日その日が一定せず、非常に体が疲れます。（愛知、電話局）

五、賃金に関する不満……（これは総体として不満の中で最も少いグループです。）たとえば、

a 九年間つとめて、月給六、七〇〇円では余りにも少いから、ボーナスをましてもらいたい。（東京、電話局）

b 自分で働いた給料で毎月やつていくにはあまりにも少く、苦しいと思う。（東京、私設）

六、職場施設に関する不満……（電話局では主たる事業が電話であり、交換取扱者が中心の労働者であるから、自然、職場施設もよいのですが、私設電話では小人数の電話交換取扱者のための職場施設は比較的等閑に付されていますので、この事情を反映してか、私設電話の方のこれに対する不満や要望が多くみられます。）たとえば、

a 交換台が高いため不衛生なので、もつと低くしてほしい。（愛知、電話局）

b 交換室の中が薄暗くて仕事にあわないし、気分的にも暗くなる。（北海道、私設）

c 人員十一人に三畳の休息室はせますぎる。（京都、私設）

d 暖房設備を完全にして頂きたいと思います。能率の上る元だと思います。（神奈川、私設）

七、その他の不満・要望

（イ）疲労について……たとえば、

私達の仕事はじつと坐つていてもとても疲れるのです。声・眼・神経等一番疲れます。特に、夏の繁忙時にはプレストを掛けていますので、汗と涙でとても苦しいのです。冬の夜勤はとても冷えこみ夜具からはなれるのが辛いのです。（京都、電話局）

（ロ）環境について……たとえば、

a 私は自分の仕事について別にいやだというとはないが、余りにも断続的というか、ゆうずう性がないというか、ちつとも明るさがないようである。……略……私達はただ時間にしばられて働いているとしか思えない。もつと働きよい職場にならないでしようか。（神奈川、電話局）

b 思つたより神経的苦労があるので、自然、働くものの気分も普通の職場の人達の様な楽い明かるい気分がみられなく、時間に出勤するのもいやだと思うこともあります。（愛知、私設）

（ハ）適職でないという意識

a 女子の職業としては労働がはげしいと思います。殊に一一四番の仕事は身体が余程丈夫でないとつとまらない。（東京、電話局）

b 現在自分の仕事は自分には合わないが、生活していくためには仕方がない。（愛知、私設）

以上にかかげた様に、電話交換取扱者の自分の仕事に対する意識は、或は明るく希望にみち、あるいは問題を摘出し、改善を要望していますが、それぞれに職場の特性を反映して、その感想は相当に客観的であることが注目されると同時に、その訴えには、社会一般も、使用者も、労働組合も反省をうながされるものがありましよう。

女子保護実施状況(II)

前回は労働者数について書きましたが、今度は産前産後の休業者数、休業日数及び給与などについて調べてみませう。

(一) 産前産後の休業者数

(イ) 産前休業

産前休業者は一、一二八事業場（事業場総数の六五・二%に当る）に属する六、四一〇人で、昭和二十七年一月一日現在の有夫者三四、五五六人に対して一八・五%に当ります。つまり昭和二十七年中に有夫者五・五人につき一人の割合で産前休業をとつたわけです。労働基準法では産前六週間の休業が認められていますが、右の産前休業者のうち休業六週間以内の者が一〇人について八人で、残りが六週間を超えている割合になります。又初産者と経産者にわけてみると、初産者が四分の三近くを占め、六週間を超える休業者の五分の四は初産者です。

(ロ) 産後休業

産後休業者は一、一一九事業場（六四・八%）に属する六、六七七人で、このうち六週間以内の休業者は五七%、六週間を超える休業者は四一%で、六週間をこえ休業した者は産前休業にくらべ倍近くになつています。又六週間を超える休業者の五分の四は初産者ですが、夫々の比率からみると経産者よりやゝ高い（約五%弱）程度です。

(表 1) 初産経産別産前産後休業人員

	産前休業者数	産前休業日数 6週以内	産前休業日数 6週を超える	産前休業日数 不明	産後休業者数	産後休業日数 6週以内	産後休業日数 6週を超える	産後休業日数 不明
初産者	4,689	3,556	1,103	30	4,794	2,668	2,054	72
経産者	1,699	1,405	289	5	1,861	1,121	712	28
不明	22	12	10	0	22	22	0	0
合計	6,410	4,973	1,402	35	6,677	3,811	2,766	100

（昭和28年婦人少年局調）

(ハ) 休業日数と規定と給与

実際に休業した人数、期間は前に書いた通りですが、規定の上ではどうなつているかをみると、基準法の定めと同じく産前産後の各六週間と定める事業場が調査対象一、七二九事業上の略九〇%で、基準法を上廻る、つまり産前産後各六週間を超える定めの事業場が六・九%（一二〇事業場）、無記入のものが三・三%（五七事業場）で、基準法を上廻るものはサービス業、印刷及び出版業、機械製造業、電気機械製造業などに多くあります。

次にこれらの休業中、賃金や保険給付などにより、どの程度の収入が保障されているかをみると、（表2）のとおりで、三分の二が六割支給、五分の一弱が一〇割を、五%強が六～一〇割の間、二%強が前後六週間を超える期間一〇割支給するようになつています。産前産後各六週を超えて一〇割支給するものはサービス業、化学工業、運輸通信及び其の他の公益事業などに比較的多くみられます。

表 2 産前産後休業中における賃金又は健康保険による給付額

項目	件数	百分比
産前産後各6週間 6割	1,189	67.0%
〃 6割を超え10割未満	100	5.6
〃 10割	322	18.1
産前産後各6週を超え 10割	40	2.3
その他	91	5.1
無記入	34	1.9
計	1,776	100.0

（昭和28年4月婦人少年局調）

スウェーデンの人口政策

スウェーデンでは非常に円滑な人口政策が行われています。勿論これには、日本よりやや広い国土に七百万（一九五一年）という東京都より少ない位の人口しかないこと、人種的に純度が高く、且つ圧倒的な新教国で、避妊に反対の立場をとるカソリックが極少数に過ぎないといつたこの国の特殊な事情も手つて力があるようですが、スウェーデン政府及びスウェーデン性教育全国連盟等の民間機関の努力も大きなものがあります。

一九五二年ストックホルムの社会福祉庁発行の「ソーシャル・スウェーデン」によると、スウェーデンが第一に目指したものは、人口の制限でもなければその増大でもない。「健康且つ有能な社会の構成員」をつくり出すことにあつたのです。この目的遂成のためスウェーデン政府は、結婚と育児は国民の正常の願望であり、それを制約しなければならないのは主として経済上の理由なのだという想定の上にたつて、国家的扶助の政策をたてたのでした。一九五〇年には、社会関係予算総額中四分の一以上が家庭並びに児童の福祉のために費されました。政府の扶助には、結婚貸付、家族手当、児童の健康管理、低廉な住宅、すべての母親に対する出産補助金、及び満四歳迄の九十

日間の手当などがあります。結婚のために婦人が職をうばわれるような事はなく、妊娠や出産も、勤続一か年以上でさえあれば、たとえ出産休暇（無給）を三か月なり或るいは半年もとつたとしても、その為に失職する憂いはありません。「子供をつくるのを見合せるか、子供をつくつて社会保護を申請するかの二筋道に追こまれる家庭が一つもなくなることを希望する」と同誌は述べています。そして最近十年間に於いてひどい貧困も極度の富裕も共に年々稀なものとなりつつあります。

避妊の面は、当初はよその国同様、スウェーデンでも家族の員数制限の意味で実施されており、自発的な産児制限は最初は主として国民中の進歩分子によつて採用されています。けれども今日では、農業労働者、樵夫、小規模自作農といつた、以前には経済的地位の低かつた職業の人々の間にも大きく根をおろし、今日行われる出産の大部分が、両親が子供を欲した為に行われているという状態です。

優生学上、医学上の理由から、更に一九四六年以後は社会医学上の理由から、合法堕胎が許されています。一九五〇年には合法堕胎数は五千九百件でした。合法、非合法共、堕胎は大都市に最も多く田舎では最も少くなつています。

不妊手術も堕胎と同じ根拠に立つて、本来的には優生上の一方法として合法化されています。優生上の理由から堕胎が指示され、しかも本人が狂人とか知能が低いような場合であると、その婦人は同時に不妊手術も受けねばならないというのが通例です。併し本人がそれに反対であれば強制するわけにはいかないのです。現在の割合で低能者の不妊法が実施されていけば、その年次総数が低能者の生れる数と匹敵する日も間近いようです。

スウェーデンの例が私共に教えるものは、「不妊法は広く知られれば知られる程その適用の度合も増す」という事実です。そして一九五〇年には二、三五〇の不妊手術が行われました。

民間機関としては、創立二十年のスウェーデン性教育全国連盟があつて、多くの支部と会員を擁しています。この連盟は政府の人口問題委員会の諮問をうける外、避妊法についての統計資料を提供し公立学校における性教育教材も作成しています。ストックホルムにある大きなセンターでは、避妊法を未婚者に対して迄授けており、これが正規の婚姻の堕胎や出産をなくするのに役立つて、一九四九年当時、出産千に対する正規婚姻外のものは九・四例となつています。又婚姻外の出産の場合も私生児の故に汚名をこうむることは伺らなく、法によつてそうした子供たちのために保護者が指名されます。連盟は研究所をもつており、又特定の配給組織を通じて、避妊用具をやすい値段で全国に供給しています。その収益は連盟の多くの事業にふりむけられます。なお、こういう避妊用具の販売には政府の許可が必要とされています。

（国際計画課現者員会発行「人口及び産児制限」より）

女子の就業者数と完全失業者数　(1953年6月)

産業別	女子	男子	男女計中に占める女子割合	女子雇用者の産業別構成率	女子の前年同月と比較
	千人	千人	%	—	千人
総数	17,160	23,570	41.0	—	+ 820
就業者 自営業者	1,970	8,280	19.2	—	− 180
家族従業者	10,950	4,700	69.7	—	+ 910
雇用者	4,050	10,230	28.0	100%	0
農林業	310	340	47.8	7.7	+ 120
漁業及び水産養殖業	10	170	5.3	0.2*	+ 0
鉱業	60	540	10.0	1.5*	− 10
建設業	140	770	15.4	3.5*	+ 50
製造業	1,460	3,340	32.0	36.1	− 240
卸売，小売，金融，保険，不動産業	720	1,460	33.0	17.7	+ 50
運輸，通信その他の公益事業	190	1,550	10.9	4.7	− 10
サービス業	970	1,170	45.4	23.9	+ 60
公務	190	880	17.8	4.7	− 20
完全失業者	190	250	43.2	—	+ 40

(注) 1) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから，表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。—総理府統計局労働力調査—
2) * 印の数字は1952年6月に特に誤差率の大きいもの。

一人一か月平均現金給与総額

(1953年6月)

産業別	女子	男子	男子に対する女子の割合
	円	円	%
総数	8,870	20,212	44
鉱業	7,981	17,366	46
製造業	7,774	20,288	38
卸売及び小売業	10,094	23,427	43
金融及び保険業	12,798	27,533	46
運輸通信及びその他の公益事業	12,151	19,725	62
建設業	6,641	14,206	47

—労働省労働統計調査部調—

労働組合のなかの婦人の問題

これは、全国主要労働組合における婦人の問題について、男女組合員の声をそのまま収録したものです、組合における婦人の問題の一断面にすぎませんが、各労組婦人部に共通したいろいろの問題がもられています。

先ず婦人は、組合の会合に集りがよくない、組合活動に対する関心がひくい、組合意識が男子に較べて低調である、などがあげられています。

尤もバスの車掌の場合のように、時強出勤、職場分散等の理由のために、集りにくいこともありますが、「一般的には組合会議に出ることは好まれていない。組合活動をする婦人は、職場の男子からも、また女子からも疎まれる傾向にあることも原因しているが、元来女子は積極性に欠けていることを反省してほしい」という男女双方の声があります。苦情処理機関をもうけても、尚、上役ににらまれないかとか、ほかの人が言わないからいわないとか、何となく申出にくいとかの理由で利用しないのは女子に多いといわれています。またある組合の男子は、婦人は職場を腰掛としていて、生活に経済的基盤がうすいので、その要求は殆んど、生花・茶の湯・洋裁など、趣味的方面にのみ集中していて、それを組合がとりあげないと、組合に対する婦人の関心は、たちまちうすらいでしまう。しかも一方では、組合の賃上闘争の結果、獲得した高級で入社した婦人があったとしても、この婦人は賃金と組合の関係を理解することができず、やはり組合に対する関心はないという実状である。婦人はもつと、組織の一員であることを自覚してほしいというのです。

また別のある組合の男子は、現在の婦人組合員は必ずしも盲目的とはいわないが、とにかくよく大勢に従い、よくついてきてくれる。併し、批判がないので、若しも指導者が間違つている場合は、あとにつゞく婦人も亦あやまるという危惧がある。まして上手に擬装させたりした問題である場合は、全く間違いを発見することができないという大きな不安があるといつています。

また、婦人部からの事業についてある男子は、婦人部がよく調査をするが、回収率はよくないので、今までのように種類や度数ばかり多くあるよりも、適確なものを重点的にしたらよいという批判をしています。また、プランだけでは効果的でない、資料を配布するにしても、その浸透度、消化力の度合が不明である点に注目したい、などの意見がありました。

女子の組合員側からは、労働組合は組合対策のみに力を入れて、組合の一員としての婦人の啓蒙を軽視している。当面の問題も大切であるが、それのみにあまりに性急であつて、婦人の問題は等閑にされている。婦人は未だ組織についての基礎教育が欠けている。組合幹部ばかりでなく、組合のひとりひとりが正しく判断し、行動できるように、不断の婦人教育の活動プランが必要ではないかなどの声が出ています。

婦人の問題に熱心な男子の意見では、婦人は職場における地位が低いから、積極性に乏しいのである。また、労働組合の組織のなかでも、婦人部の地位が低く、男子の幹部のなかにも、未だ封建的な考え方の人もある。まず組合の組織を婦人部強化の方向につくりなおす必要があるということでした。婦人部の活動を活潑に行つているある婦人の役員は、その体験から、婦人部の成長の要因について、次の四点をあげています。

まず、男子組合員の数に対して、女子の組合員が相当数あるということ。次は職場における男女の地位が平均であるということ。第三に同じく、男女の労働条件が平均であること。第四に婦人部員の実力水準が平均して揃つていること。

尚、このような条件は、職業の種類によつては、どの組合にも一概にのぞめるものではないが、婦人部の活動次第では、これらの条件の一つにでも接近させることは不可能ではないという意見を付け加えています。

そしてまた、組合のなかの婦人の力をそだてたいとのぞんでいる人達は、男子も女子も、将来にかけて長期にわたる教育活動を辛抱強く行うことを主張しています。また、教育は地味で効果が目に見えないけれど、組織の根幹を育てる意味で、重要な分野であること、そのためには、先ず、多くの婦人の指導者がほしいこと、これらの指導者を組織の要所に配慮して婦人部の推進力ともしたい、などの抱負をのべている人もあります。

けれども、またある組合の男子は、婦人は、折角よい指導者として育つても、すぐ職場をやめてゆくので、暇食かないと、婦人の回転率の早いことを指摘していますが、これに対して一方では、教育された婦人は、たとえ職場をやめても、社会人としては、正しい世論の形成者となるという点で、必ずしも無意義ではないという意見が出ています。

尚、視野を広めるためにも、他産業の組合の婦人と接して、意見の交換をする機会をつくつてほしい。—キャムプなど興味ある会合には、婦人少年局の人も参加して一緒に生活するような企画をのぞむ—婦人週間中心の行事ばかりでなく、そのような行事を少くとも年二—三回してほしい—婦人労働大学の開講をもつと積極的に、などの希望が婦人少年局に対してでていました。さらに働く婦人の問題について、海外資料をもふくめて、資料の提供をしてほしい、ということなどの婦人部からの要望されました。

婦人☆年少☆ニュース

（九月—十月）

★婦人警部補第一号

警視庁人事課高松春子氏（三五）は昭和二十一年三月婦警第一期生として拝命、二十五年五月巡査部長、本年九月四日付で警部補に発令された。警部補試験の受験者九百名中百五名が合格、その中の紅一点である。同氏は福島師範卒、経済・家事相談などを経て現在に至つた。（九・五・東京新聞）

★パ夫人遂に国連議長に

ニューヨークで開催された第八回国連定時総会で、九月十五日後任議長の選挙が行われたがタイ国のワン・ワイヤタコーン殿下支持の二十二票に対し、インドのパンディット夫人は三十七票を獲得して選出され、国連総会の初代婦人議長の栄誉をかち得た。（九・十六・朝日新聞）

★思春期映画に申入れ

東京都地域婦人団体連盟（会長山高しげり氏）の代表は東京都築地の映画倫理規定委員会と五大映画製作会社を訪れて、最近思春期映画の内容が興味本位で青少年に悪影響を及ぼすものであることを指摘、一、企画製作内容について猛省をうながす。二、露骨なポーズのスチール、ちょう発的な広告文は今後一切使用しないようにその要望書を提出した。（九・十七・朝日）

★働く青少年に「三部制高校」の設立を都議会に請願

中学校卒業後郵便局・バス車掌・電話交換手・警官・看護婦など交代勤務や残業・夜間勤務の青少年が東京都内だけでも数万いると推定されているが、これらの青少年は勤務時間が不規則なため夜間高校にも進学できない状態である。このような青少年のために午前部・午後部夜間部をおく三部制高校を設置して、同一の時間割で、一月三回同じ内容の授業を繰り返し、生徒は自分の勤務外の時間にどの部でも出席できるようにする。このような計画を都議会各派正副幹事長、菊地日比谷高校長などが立案、都教育委員会、都議会に請願した。来年四月上野か渋谷附近に一校開校の目標で、今年度追加予算に織りこむよう要望している。（九・十八・朝日新聞）

★婦人従業員に強制検診

米駐留軍金岡キャンプ（大阪府下）では同所勤務のウェイト（日本女性）が正式な手続きをして生理休暇をとり、翌日出勤すると、メッサージャントが休んだ理由をただし、軍医に連絡して無理やり検診をうけさせた。さらに他の二人も同様生理休暇をとつて、聞くに絶えないののしりを受けたという。この事実は米軍当局が日本婦人の従業員をパンパンと同一視していることの証左として駐留軍に働く女性の間で問題となつている。（九・十八・社会タイムス）

★女子サラリーマンの調査

国税庁では全国男女九百万人の月給生活者（公務員を除く）の調査を行つたが、そのうち女子サラリーマンの勤続年数・年齢・業種別にみた給与についてまとめたものが発表された。女子には俸給年額八万円までのクラスが一番多く、税込みで六千七百円というのが約四割をしめている。業種別にみると「紡織業」に最も多く働いており、男子二十二万に対し女子四十万人の所得を平均して勤続年数を見ると男子六年に対し女子三年、年齢は男子三十六歳に対し、女子二十三歳となつている。

「卸小売業」に働く女子は紡績業についで二十万人を超え、この二業種の女子所得の最高は年五十万円（月平均四万一千六百円）、次は「金融保険業」の十二万人で男子の半分を占め、百貨店二万四千人で、両者の最高所得は百万円である。「金融業」は五十万—百万円の人が百五十三人もあり、平均勤続三十七年、平均年齢四十六歳である。「サービス業」では金融業と同じ所得のものが三百二十一人で勤続十一年、年齢三十九である。勤続年数は平均六、七年である。結局年齢の低い段階では男女は対等であるが、二十万円以上からは、年齢・給与とも男と対等になるが、数はずつと少く、五万、百万級では、男子十八万人に対し、わずか千五百人で、勤続年数八年余、年令四十三歳という平均で、これには特殊技能を持つ優秀な女性が多い。（九・二二）

★大学生の就職シーズン

全国二百二十の大学から巣だつ来年度卒業生の就職試験は文部省のあつせんで、今年は十月一日からという線を業界でも尊重しているが、「国鉄はじめ二、三の大会社がこれを無視して学校を面くらわせたりした。「今年は去年より卒業生が少いし、不景気でも大会社は必ず一定数はとるから大丈夫」という楽観説もあるが、卒業生の総数は一万人も減つていない。その上各会社とも新規採用をしても人員は減らしており、石炭会社は前年の半分以下、銀行七、八割、その他鉄鋼・紡績・機械など各会社は五—七割程度で、一流会社は相当な競争が予想される。就職難の中でも東大、一橋大、東京工大などは一流会社からの申込みが多く、一橋大では六百人の卒業生に五百社くらいから申込みがあり、不況になればなるほど一流会社の就職口は伝統のある国立大学や早慶などの古い私大に占められる傾向にある。（九・十一・読売新聞）

★町村に婦人少年委員を設置

労働省では女子および年少労働者の地位向上のため、地方婦人少年室の下部組織として全国市区町村に民間人からなる婦人少年委員を設けることになつた。委員は人口三万につき一名、その他の町村は各一人で総数一、二四三人で、身分は非常勤の国家公務員とする。ただし名称職として当分無給で、任期二か年である。（九・十・週間労働）

★民生委員の改選

民生委員法の改正で、十二月一日から新しい民生委員に切かえられることになつた。東京都の定員は現行通り三千二百八十八人であるが、子供の福祉や教育をはかる意味で、婦人の委員は倍くらいに増員する予定である。都の今までの民生委員のうち婦人は四百五十七人（一割五分）であつた。新委員の推薦にあたつては、地元のボスが任命されないように、各区の推薦会は広い分野の代表者七名—十四名で構成されることになつた。ここで推薦された中からさらに同じ構成の都の推薦会で審議し、都知事を経て厚生大臣から委嘱されることになつている。なお都の婦人団体連盟では民生委員に婦人を三分の一以上起用するよう各推薦委員会宛要望書を送つた。（十・二・朝日新聞）

★ユネスコ青少年問題国際会議を東京に開催

ユネスコ主催青少年問題国際会議が十月七日から三週間にわたつて開かれたが、七日午後四時から東京青山の日本青年会館で開会式が行われた。参加国はオーストリア、カナダ、カンボジア、中国、仏、インドネシア、ラオス、ニュージランド、パキスタン、フイリピン、英、米、ヴェトナム、ビルマ、インド、オランダ、日本の十七が国で、四十二人がこの会議に参加した。（十・八・朝日）

婦人少年局おしらせ

○婦人少年問題審議會本年度委員決まる

婦人少年問題審議会は、婦人及び年少労働者の地位の向上を図るために、広く有識者の意見をきゝ、婦人少年問題に関して労働大臣の諮問に応じたり、又必要があれば、調査審議の結果を関係行政機関に対し建議などをするために、昭和二十四年六月政令により、設置されたものです。

この審議会は、労使及び公益代表者から成り、総会並びに婦人労働、年少労働、婦人問題の三専門部会があります。発足以来随時建議答申を行つて、婦人と年少者の地位の向上に成果をあげてきました。

本年度はかねてより委員を人選中でありましたが、この程左記の諸氏に決り、近く第一回総会が開かれる予定であります。

婦人少年問題審議会委員

（順序不同）

使用者代表

日本紡績協会労務課長　吉藤雅亮
白木屋人事部長　松村善三
日経連調査部長　佐々木大
オリジン電機株式会社々長　後藤安太郎
鐘紡合名尼工場労務部長　広瀬久三
三菱重工業株式会社労務課長　秀平寿

労働者代表

全繊同盟婦人対策副部長　末吉ユキエ
日本教職員組合婦人部長　千葉千代世
全逓信労組総合総務部長　鈴木政子
総同盟調査部長　中島徳太郎
総評議会調査部長　島田清丈
全日通労組青年婦人対策部長　大野ばる

公益代表

日本放送協会婦人課長　江上フジ
朝日新聞社論説委員　伊藤昇
労働科学研究所員　勝木新次
全国未亡人団体協議会事務局長　山高しげり
立教大学教授　藤本武八
労働科学研究所長　桐原葆見
国際基督教大学教授　三隅達郎
中央大学教授　那須宗一
国際基督教大学講師　武田清子
文部省組織教育審議会委員　山室民子
評論家　鶴見和子
東京地方裁判所調査官補　西塚静子
東京大学法文学部助教授　泉靖一
作家　平林たい子
評論家　神崎清
武蔵病院長　武藤陸三郎
性病予防協会々長（兼慶應病院長）　高橋明
東洋大学教授　望月衛

○働く年少者の集い

毎年十一月に行われる年少労働者保護行事の一環として開かれる「働く年少者の集い」が、ILOアジア地域会議の東京開催を記念し、九月に繰りあげて二十二日午後一時から東京虎ノ門共済会館講堂で労働省・東京都共催のもとに開かれた。労働大臣代理・都知事代理の挨拶、勝田婦人少年局長のILOアジア会議の年少者保護問題についての講演につづいて、ILO英国代表コレス氏、オーストラリア労働代表キーチング氏、マレー連邦政府代表ボング氏、ILO本部員アマード氏（パキスタン）らの紹介があり、後アマード氏からILOの機構についての説明と年少労働者への激励の言葉がおくられ、年少労働者代表として精工舎記録係杉浦久子さんと日本光学の機械養成工の宮本榛男さんの感想の発表、第二部職場の演芸、映画などで、参会の千五百名の年少労働者は楽しい半日をおくつた。

○佐賀婦少室で売春問題懇談会

佐賀婦人少年室では九月十六日と二十九日の両日「婦人と年少者」五号（売春問題特集号）を中心に、この問題について会員の懇談会を開き活潑な討論を行つた。

原稿募集

「婦人と年少者」は全国に広く取材して編集いたしたいと思います。各地の婦人少年室を始め婦人と年少者に関係ある諸機関の事実にもとづいた活動状況や興味のレポートをお待ちしています。

一、内　容

○婦人少年室、その他の関係機関の活動

○地方で起つた婦人と年少者に関する諸問題（いずれもなるべく具体的に）

一、分量　四百字詰三枚以内（但しまとまつた研究物はこの限りではありません。）

一、必ず原稿用紙を用いること

一、締切　毎月五日

一、掲載の分には薄謝を呈します。

一、送り先　本会編集部

どらんになりましたか

▼婦人課関係シリーズ

（パンフレットNo26）売春をなくすために（リーフレットNo87）（十八頁6円）

売春をなくしましょう

▼婦人労働課関係シリーズ

（パンフレットNo24）働く婦人の健康手帳

（パンフレットNo25）健康で能率的な婦人の職場設計

婦人少年協会規約一部改正について

本会は協会運営上規約第七条（会員）の改正について理事会で協議の結果、九月十五日次のように改正が成立いたしました。

今までは甲会員・乙会員・賛助会員の三種がありましたがこれを一、普通会員（会費年額一、〇〇〇円）、二、賛助会員（年額三、〇〇〇円以上を寄附するもの）の二種類に改めました。（詳細は表紙の三の規約第七条を参照してください）

これは従来の甲乙会員の特典上の差異が不明瞭であつたことと乙会員の会費五〇〇円が機関誌の定価に比して少額に過ぎたことなどの理由によるものです。

箱根に勤労者青少年のレクリエーションセンター

働く年少者・夜間学生などで職場に山の施設を持たない労組員や家族のために、会員制による低廉なレクリエーションの施設が婦人少年協会後援で箱根小湯谷にできました。会費は個人年額五十円で家族も利用できます。会員宿泊費は一泊三食付三五〇円（米四人目持参）。施設は元安田邸と和田氏別荘で、庭園・美術工芸室・茶室・馬場などがあります。詳細については左記に御問い合せください。

〒代田区九ノ内三ノ六神四号第六号
社団法人日本労働文化協会
電話（27）七一五〇番

昭和二十八年十月一日　印刷
昭和二十八年十月五日　発行

婦人と年少者　第一巻第七号
定価　五十円　〒四円

東京都新宿区山吹町三〇五
印刷人　石井亮一
編集人　久米愛子
発行人　平林たい子

東京都千代田区大手町一丁目七
発行所　婦人少年協会
電話　九ノ内（23）四七一八
振替口座東京一〇七九二四

婦人少年協会規約

（名　称）

第一条　この会は婦人少年協会と称する

（事務所）

第二条　この会は事務所を東京都内におく

（目　的）

第三条　この会は婦人及び年少者に特殊な労働条件の向上並びに一般婦人の地位の向上に関する知識を普及するとともに政府の行う婦人と年少者に関する業務に協力し、婦人少年問題の解決に寄与することを目的とする

（事　業）

第四条　この会は前項の目的を達成するために次の事業を行う

一、婦人少年問題に関する調査研究

二、婦人少年問題に関する各種資料の作成、出版、頒布

三、その他この会の目的を達成するために必要なこと

（経費及び会計）

第五条　この会の経費は次に掲げるもので支辨する

一、会費

二、寄附金

三、事業に伴う収入

四、その他の収入

第六条　この会の会計年度は毎年四月一日から始り翌年三月三十一日に終る

（会　員）

第七条　この会の会員は次の各号の二種とする

一、普通会員この会の目的に賛成し、且つこの会の事業に協力する個人又は団体であつて毎年一、〇〇〇円を納付するもの

二　賛助会員　この会の目的に賛成し且つこの会の事業を賛助する個人又は団体であつて毎年三、〇〇〇円以上を寄附したもの

第八条　会員はこの会の発行する刊行物、資料等を無料又は実費で頒布を受け、又この会の行う事業について優先的な便宜を受けることができる

第九条　会員はこの会の業務について意見をのべることができる

（役員及び顧問）

第十条　この会に次の役員および顧問をおく

会　長　一名

副会長　一名

理　事　十一名以内（内一名を事務長とする）

監　事　二名以内

評議員　若干名

顧　問　若干名

第十一条　会長及び副会長は理事の互選による

会長はこの会を代表し会務を総括する

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する

第十二条　理事は会員又は学識経験者の中から会員が選挙する

選挙は書面で表決する

理事は理事会に出席し、会務の運営について協議し議決する

第十三条　監事は理事会の決議により会長が委嘱する

監事は会務を監査する

第十四条　評議員は理事会の推薦に基いて会長が委嘱する

評議員は理事会に出席し、意見をのべ重要会務の運営に参画する。

第十五条　顧問は理事会の推薦に基いて会長が委嘱する

顧問は会長の諮問に応ずる外、重要会務の運営に参画する。

第十六条　事務長は理事会の推薦に基いて理事の中から会長が委嘱する

事務長は日常事務を処理する

第十七条　役員の任期は二年とする

ただし重任を妨げない

補欠によつて就任した者の任期は、前任者の残任期間とする

（会　議）

第十八条　この会の会議は理事会および役員会とする

理事会は会長、副会長及び理事で構成する

理事会は会長が毎年二回以上招集し重要な会務を議決する

第十九条　役員会は第十条に規定する役員及び顧問で構成する

役員会は会長が招集し、次の事項を議決する

一、規約の変更に関すること

二、解散に関すること

三、重要財産の処分に関すること

四、その他特に重要と認められること

第二十条　理事会及び役員会の議長は会長があたる

第二十一条　理事会の定足数は構成員数の二分の一とし役員会の定足数は構成員数の三分の一とする

議事は各出席員数の過半数で決する

賛否同数のときは議長が決する

第二十二条　理事会及び役員会は会長が必要と認めた時、又はそれぞれ構成員の二分の一以上の請求がある時はこれを開かねばならない。

第二十三条　この会の設立当初の役員は設立発起人の中からこれに充てるものとする

第二十四条　この会に事務局をおく

第二十五条　事務局に関する規程および甲会員の事業協力に必要な規程は別に定める

第二十六条　この会は必要があるときには各都道府県に支部を設けることができる

第二十七条　この会は将来適当な時期に財団法人の組織に切替えるものとする

英　語

津田英語会

国電中央線千駄ヶ谷駅前

東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目562

大学受験各科

英・独・仏・スペイン・中国語

高田外語

国電　山手線高田馬場　駅前

東京都新宿区諏訪町243